

招集期日 平成21年10月8日(木曜日)

招集場所 入間市庁舎(B棟)5階第3委員会室

開 会 10月8日(木曜日)午後 0時58分

延 会 10月8日(木曜日)午後 4時40分

出席委員 委員長 永澤美恵子 副委員長 野口哲次
委員 小出 亘 委員 安道佳子
委員 関谷真奈美 委員 向口文恵
委員 宮岡治郎

欠席委員 な し

説明のため出席した職員 市民部長 福祉部長
健康福祉センター所長 教育総務部長
生涯学習部長 関係職員

委員会に出席した事務局職員 沼井俊明

△ 開会及び開議の宣告（午後 0時58分）

委員長 ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、これより福祉教育常任委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△ 議事

委員長 これより議事に入ります。

当委員会に閉会中の継続審査として付託されました案件は、議案第88号 平成20年度入間市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち所管のもの、議案第89号 平成20年度入間市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第90号 平成20年度入間市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、議案第91号 平成20年度入間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第92号 平成20年度入間市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての5件であります。

審査の日程につきましては、既にご配付のとおり、本日と9日の2日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の日程は、本日と9日の2日間とすることに決定いたしました。

次に、議案審査の順序につきましては、ご配付のとおり議案第88号、89号、90号、91号、92号の順で行いたいと思いますが、ご

異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の順序はただいま朗読した順で行います。

ここで、関係者以外の退席を求めます。

〔関係者以外退席〕

委員長 暫時休憩いたします。

午後 1時00分 休憩

午後 1時01分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第88号 平成20年度入間市一般会計歳入歳出決算認定について
のうち所管のもの

委員長 まず、議案第88号 平成20年度入間市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち所管のものを議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

まず、健康福祉センター所管のものについて担当課長より順次説明を求めます。

なお、歳入は歳出に関連して説明を願います。また、経常経費の説明は省略をし、主なものについて簡潔にお願いいたします。

概要説明

健康管理課長 それでは、健康管理課所管の平成20年度決算概要について
ご説明いたします。

健康管理課は、健康福祉センターの管理運営、土日夜間診療所
管理運営事業及び生活習慣病対策事業などの事業を実施し、おお
むね順調に事業を遂行することができました。

初めに、歳入の主なものについてご説明させていただきます。

歳入決算事項別明細書25ページの上段をごらんいただきたいと
思います。款14使用料及び手数料、項1 使用料、目3 衛生使用料、
節1 保健衛生使用料のうち健康診断料2,302万9,613円は、健康福
祉センター内で実施いたしました人間ドックを初めとした各種有
料健診の診断料を受け入れたもので、平成20年度からセンターで
行われた特定健診等の受け入れ環境確保のため、人間ドック等の
受け入れ枠を変更させたため受診者の減少により、平成19年度と
比べ591万464円の減となっております。

次に、同明細書47ページ、款16県支出金、項2 県補助金、目3
衛生費県補助金のうち節1 保健衛生費補助金、22疾病予防対策事
業費等補助金389万円は、健康増進法に基づく保健事業実施に伴
う経費を対象に平成20年度から新たに交付される補助金で、県が
3分の2の負担となっております。なお、主な対象事業は、歯周
歯科検診や骨粗しょう症検診などの健康診査事業となっております。

さらに、同明細書67ページ、款21諸収入、項5 雑入、目1 雑入、
節4 雑入、25特定健診等健診料1,242万7,930円は、医療制度改革

により平成19年度まで市が行ってきた老人保健法に基づく基本健康診査が廃止となり、平成20年度から各医療保険者によるメタリックシンドロームに着目した特定健診などとして開始となったことに伴い、健康福祉センターが一検査機関として、入間市国保等から執行委任を受け特定健診等実施したことによる健診料でございませう。

続きまして、歳出の主なものについてご説明いたします。

初めに、歳出決算事項別明細書136、137ページ、目5健康福祉センター費のうち大事業、土日夜間診療所管理運営事業1,270万2,730円は、平成20年度の診療日は104日と、前年に比べて1日減となりましたが、受診者につきましては1,108人となり、前年度に比べ103人増加しております。平成20年度の受診者は1日平均10.65人で、そのうち10歳未満の患児が864人で、77.98パーセントとなっております。

次に、同ページ、目6予防費のうち大事業、生活習慣病対策事業、中事業、健康診断事業は、前年度決算額と比較して1億2,234万5,979円の減となりました。主な理由といたしましては、医療制度改革により平成20年度から基本健診が廃止となり、特定健診等に移行されたことによるもので、また受診環境がこれに影響されて変更されるなどの影響によるもので、各種検診の受診者が前年に比べ1万4,862人の受診者減という結果になりました。

続きまして、同ページ、目6予防費のうち、大事業、予防事業、中事業、高齢者予防接種事業の4,834万2,072円は、高齢者に対し

インフルエンザの予防接種を行い、予防、重症化を防ぐもので、年々接種者は増加しており、平成20年度の接種率は50パーセントを超え、接種者数は前年と比べ1,305人増の1万4,224人となりました。今後ますます接種者は増加するものと思われます。

以上が、平成20年度の健康管理課所管の決算概要でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

親子支援課長 続きまして、親子支援課の所管の決算概要についてご説明を申し上げます。

親子支援課は、乳幼児の予防接種、母子保健事業及び発達支援事業を行っております。平成20年度に予定した事業は、おおむねなし遂げられたものと考えております。

それでは、初めに、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

事項別明細書42、43ページをお開きいただきたいと思います。款16県支出金、項1県負担金、目3衛生費県負担金、節1保健衛生費負担金のうち、備考欄4、予防接種事故対策費負担金407万1,191円につきましては、予防接種によって健康被害を受けた方に対して市が支出する救済給付に対する県の負担金でございます。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。歳出決算事項別明細書136、137ページをお開きいただきたいと思います。目6予防費、大事業、予防事業のうち、中事業、乳幼児予防接種事業1億226万6,680円につきましては、予防接種法に基づき実施し

た予防接種の委託料が主なものでございます。特に、はしかの流行を防ぐため、中学1年生、第3期、及び高校3年生、第4期を対象に麻疹予防接種を新たに実施したところでございます。なお、これは平成24年度までの時限的措置となっております。

次に、同ページ下段の目7母子保健費の大事業、母子保健推進事業935万2,319円は、妊娠期における両親学級を初め育児不安や発育、発達に関する各種事業、相談、訪問事業等の経費でございます。特に、新規事業といたしまして、生後4カ月までの乳児のいる家庭を訪問する、こんにちは赤ちゃん事業を実施し、子育てに関する情報提供や相談、助言などを行いました。

次に、大事業、妊婦・乳幼児健診事業6,370万3,282円につきましては、妊婦健康診査及び3カ月児、1歳6カ月児、3歳児を対象にした健康診査の経費であります。なお、妊婦健診につきましては公費負担を2回から5回にふやし、妊婦の経済的負担の軽減を図りました。

次に、次ページ、138、139ページをお開きいただきたいと思います。中段の目8健康福祉費のうち、大事業、発達支援事業502万418円につきましては、発育、発達が気になりなお子さんや障害のあるお子さん及びその保護者に対する支援を行うための元気キッズ関係運営費でございます。当市の発達支援事業は、母子保健事業とともに、親子支援課が所管しておりますので、両担当の連携を図り、今後も支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

健康福祉課長 それでは、健康福祉課所管の決算概要についてご説明いたします。

まず、歳入からご説明いたします。歳入事項別明細書24ページから25ページをお開きください。款14使用料及び手数料、項1使用料、目3衛生使用料、節1保健衛生使用料のうち、備考欄4、健康福祉センタートレーニング室使用料1,483万2,300円は、トレーニング室の個人利用に伴う使用料であり、利用者は増加いたしました。前年度決算額に比べ41万9,600円の減額となりました。

続きまして、歳出についてご説明いたします。138から139ページをお開きください。款4衛生費、項1保健衛生費、目8健康福祉費のうち健康福祉課所管のものは、備考欄のうち、健康づくり推進事業2,353万7,315円、及び地域福祉推進事業328万4,061円となっております。健康づくり推進事業は、トレーニング室の管理運営に伴う委託料、トレーニング機器等の借上料、各種健康教室の実施に係る経費及び第6回健康福祉センターまつりへの補助金が主なものとなっております。市民の健康づくりを推進するためのトレーニング室につきましては7万5,099人の利用がございました。健康増進を目的として実施した健康教室は、生活習慣病の予防と安全を図るための知識と行動を身につける血管若返り教室や生活習慣病ミニセミナーなど34教室を延べ122回開催し、延べ3,457人の参加がありました。健康づくりネットワーク推進事業につきましては、平成19年度にモデル地区に選定いたしました宮寺・二本木地区における健康づくりネットワーク組織構築のた

め、同地区での健康意識の向上を図りました。

また、新規事業といたしましては、平成17年4月に施行された食育基本法に基づき入間市食育推進計画策定のため、入間市食育推進庁内連絡会議を設置し、計画策定の準備に入りました。

次に、地域福祉推進事業につきましてご説明いたします。各種相談事業に伴う報償費及び音響編集機器及び点訳機器等の借上料が主なものです。各種相談業務につきましては、専門員によるこころの健康相談、リハビリテーション相談、精神保健相談、生活支援相談などを実施いたしました。ボランティア活動室や障害者団体活動室など福祉部門の利用団体は平成21年3月末現在で42団体が登録されております。延べ6,188人の利用がありました。新規事業といたしましては、うつ病、高次脳機能障害の方を対象とした講演会及び家族の集いを実施いたしました。

以上で決算概要とさせていただきます。

委員長 これより質疑に入ります。

これ以降、歳入は、歳出に関連して質疑を願います。

まず、款4衛生費、項1保健衛生費、目5健康福祉センター費、目6予防費、目7母子保健費、目8健康福祉費についての質疑を願います。

宮岡治郎委員 決算報告書ですけれども、110ページ、先ほど報告ありましたけれども、土日夜間診療所管理運営事業、1日当たりの患者数が10人、11人ぐらいとなっていますけれども、その日、その日によって診療を受けられる方の患者さんの数というのは変動する

と思うのですけれども、余り極端な例は要りませんけれども、大
体少ないと何人、多いと何人ぐらいになってしまうのでしょうか。

健康管理課長 少ないときというのは、本当に四、五人というときもある
かと思いますけれども、今まで平成20年度では35人が一番多い患
者さんの数でした。

宮岡治郎委員 比較的多くなったときのケースを私伺いたいのですけれど
も、多くなったときに、患者さん行かれて、実際診療を受けられ
るまでに待機して待つ時間があるのではないかと予測するのです
けれども、どのぐらい待つことがあるのでしょうか。

健康管理課長 具体的な待ち時間というのは調査をしたことはございませ
んが、3時間診察をしている時間がございします。その中で、もし
かしたら、一定の時間に集中するということはあるかもしれない
ですけれども、待つ待つしようがないというようなお話を聞
いたことは、今のところはないのですが、時間にしますと、大体
早い時間に集中しているわけございまして、35パーセントが、
今までの平成15年から20年度までの割合でいきますと、7時台が
35パーセント台で、8時台が33パーセント台、9時台が22パーセ
ントということで、10時台が8パーセントということで、その時
間帯は急に下がっておりますけれども、大体8時台までにお客さ
んが見えているというような、時間的な割合はそのような状況と
なっております。

安道委員 受診者数がふえているというふうな状況でございまして、この
事業も徐々に定着して、また必要性も強いのかなというふうに思

います。これまで土日しかなかったのが、今年度からは狭山市との連携で毎日ということで、大きく事業が進んで本当によかったと思いますけれども、今あった時間なのですが、7時30分から10時30分までというふうな形ですけれども、たまたまなのですけれども、市民の方から、10時過ぎに救急で電話をしたら、ちょっと今からでは間に合わないからほかへ行ってくださいみたいなことがあったのだそうなのです。やっぱり時間延長というのが今後課題だと思いますけれども、このことについては検討されているのかどうか。

健康管理課長 今のような市民の方からの要望が時間延長に関して全くないということではないのですが、今までのところ、現在新型インフルエンザの影響で特別な時期ということを除いていただければ、今は非常に遅くまで医師会の先生に、日付が変わるくらいまでやっていただいているような状況もあるわけなのですが、それを別としまして、9時台までに約9割の方が受診をしているということ、また7時半から10時半まで受け付け時間ということで、患者さんが受け付けが終われば診療を行っていただいているというふうに考えておりますので、今のところ時間延長は考えておりません。

安道委員 そうしますと、今、新型インフルエンザのお話もあったのですけれども、ここでそういうふうな新しい問題も出てきていて、この冬、そういったことについて乗り切っていくための緊急措置のようなものは何か考えていらっしゃるのでしょうか。

健康管理課長 これは患者さんが非常に見えているという、いらっしゃっているという現状にかんがみて、医師会の協力していただいている先生方も対応していただいております。救急なので、平日であれば昼間はやっているというところで、平日は少ないのですけれども、やっぱり土曜、日曜に関しましては非常に多いということで、営業時間を延ばすということではなくて対応していただいているという形で、対応してもらおうという形で、現状も12時、1時ごろまで対応していただいておりますので、そのような形で今後でも対応していきたいと思います。

向口委員 それでは、この決算報告書のほうなのですけれども、116ページの母子保健推進事業の母子地域活動推進事業の中で、平成20年度からこんにち赤ちゃん事業というのが導入されたということなのですが、ここの評価のところ、こんにち赤ちゃん事業は保護者の育児不安や課題解決の支援のため情報提供を行い、あわせて訪問することで児童虐待の早期発見に結びつけることを目的とするとあるのですけれども、この事業を始められて実際に児童虐待が見つかったという例はあるのでしょうか。

親子支援課長 実際には、訪問といいますが、その家庭の玄関先での訪問ということになりますので、児童虐待をここで発見したということは例はございません。

向口委員 児童虐待が発見されないということは幸いなことだと思うのですが、例えばこの事業をすることによって、それ以外で次につながるような、何か特別な発見といいますか、その効果とい

うことはどうなのでしょう。

親子支援課長 児童虐待につながるということだと、やはり不適切な育児環境の家庭というのがあるかと思うのですけれども、例えば育児不安を抱えていたりとか、やっぱり精神的に親のほう不安定だったり、それから育児放棄的なものがあったり、そういったものが健診とか電話での相談とか、そういったところで発見をして、保健師のほう家庭を訪問して支援をしていくというような形で、そういった不安を抱えていると、将来的には、もしかしたら児童虐待につながるケースも生まれてくるということを予防しているというところでございます。

向口委員 今の回答ですと、もうちょっと具体的にお聞きしたいのですが、例えばこの事業をすることによって、健診などでもそういうことがある程度わかると思うのですが、多分一軒一軒訪問されているのだと思うのですけれども、こうして具体的に事業をされているわけですから、何らかの得るものというか、情報をキャッチするですとか、そういったことがあるのではないかなというふうに思うのですが、例えばそういうことが、こうでしたよ、ああでしたよというような報告書みたいなものがそちらのほうに提出するとかということはあるのでしょうか。

親子支援課長 こんにちは赤ちゃん事業につきましては、研修会とかやったり、報告会、それからあと家を訪問した場合には家庭状況票みたいな報告書を出していただいて、その中でやはり、例えば家庭の状況がちょっと庭がちらかっていたりとか、子育てをするよう

な環境ではないような場面があれば、その後、保健師のほうがさらに訪問して支援をしていくというような形をとっております。

委員長 大体、今件数、どのぐらいというのがありましたよね。この中でどのぐらい、そういう。

親子支援課長 児童虐待。

委員長 いえ、今質疑の中で、この事業において、そういう児童虐待までいかななくてもという話がありますよね。そういうの何件ぐらい、パーセントとかがわかれば、具体的に。

親子支援課長 実際に本当に疑われるような数字というのは、こちらのほうには上がってきてはいないのですけれども、報告会等で、あとそういう調査票等で疑わしいというところで訪問しているというところで、このこんにち赤ちゃんだけではないのですけれども、その疑いというところでは年間延べ23件程度訪問をしているというところでございます。

向口委員 済みません。疑わしいという方が少数あるということよろしいのでしょうか。

親子支援課長 そうです。

関谷委員 今のところで、このこんにち赤ちゃん事業なのですけれども、何度行っても不在の家があるのか、ないのか。もし何度行っても不在でしたら、会えるまで何度も行っているのでしょうか。

親子支援課長 会えない場合にはポストイングをして、伺いましたというような形で連絡を入れております。何回か何うにしても、やはりちょっとお願いしている手前、限度がありますので、最終的に保

健師が伺ったりしながら行っているのですけれども、全く会えないという家庭も、中にはございます。

関谷委員 その全く会えない家庭というのは、1けた台とか、そんなところなのでしょうか。

親子支援課長 そうですね。こんにちは赤ちゃん事業の訪問以外にも、予防接種を受けていない方については未受診者を訪問とか、それから新生児訪問とか、いろいろな形で訪問していますので、これについては、ここにもありますように768件で、年間ですと1,200件の出生がございまして、ここで今何件ぐらいかというのは、ちょっと具体的な数字はありませんけれども、いろいろな形での訪問をしているというところでご理解いただきたいと思います。

野口委員 関連にもなると思うのですけれども、報告書の117ページ、118ページの目7の母子保健費の中の、いわゆる乳幼児健診事業、ここに受診率の表が載っていますけれども、この未受診者というのは、主にどういう理由でというのをつかんでいますか。

親子支援課長 3カ月健診、それぞれ行っていく中で、やはり3歳児健診になりますと、もうお子さんも大きくなるので、だんだん受診率は下がっていくという、この表からもそういう事実がうかがえます。もし受診ができない場合には、未受診なので受診をしてくださいという勧奨の通知を個人に差し上げています。なおかつ、それでも受診されていない家庭には、保健師並びに主任児童委員の方に訪問をしていただいているというところがございます。あとは、転出をなされたりとか、もともとお子さんの体調が悪くて病

院にかかっている、特に健診をしなくてもいいというようなお子さんも中にはいるというところでございます。

野口委員 その主な理由を聞いたかったので、その正当な理由というか、実際病院にかかっているからいいということは、それであればいいのですけれども、いわゆる育児放棄ではないですけれども、全く関与しないみたいな雰囲気があると、生まれてくるお子さんがかわいそうというか、これは貴重な機会だと思うのです。障害とか、いろいろな発育不良とか、よくわからないけれども、そういったものを見つける。だから、貴重な機会を全く、この3つの機会に、特に3歳、3カ月、1歳6カ月行かないというのも問題があるので、結構、人数的には少ないところは少ないけれども、多いところは多いでしょう。ですから、1年を通してこれだけ行っていないということは、今言った正当な理由があればいいのだけれども、いわゆる育児放棄みたいな形で全く無関心、無責任というような感じで相手にされないみたいなところもあるかどうか含めて、その理由をちょっとお聞きしたかったのですけれども、実態を。

親子支援課長 実際に通知をして、来られればいいのですけれども、来られない方は訪問に伺うと。それでもなかなかご本人に会えなかったりする場合があります。その理由というのは、こちらでは詳細にはつかんではおりませんが、働きに出かけていて会えない状態であったりとか、お子様は実家のほうに預けていたりとか、育児放棄まではいかないですけれども、なかなかそういうと

ころで健診に来られない事情というのも、もしかしたらあるのかなと考えております。

野口委員 同じ報告書の120ページの精神障害者地域生活支援事業、いわゆるソーシャルクラブ2つありますけれども、この実態というのは、いわゆる自立支援サービスとか、あと地域生活支援サービスとか、そういったものを受けている人が行かれているのか。それとも、全くそういったところまでは行く気はしないけれども、何か行きたいということで行かれているのか。実態はどういう実態なのですか。

健康福祉課長 ソーシャルクラブのお話だと思うのですが、こちらにつきましては主に統合失調症になっていらっしゃる方が対象として、うちのほうで募集をかけまして、それで今現在やっているわけです。

それで、平成20年度の実績で言いますと、参加者については13名です。一応13名のうち4名の方が修了されまして、作業所に通所するようになって、あとは生活支援センターのほうに行かれたり、そういうような修了者も出ております。ただし、まだ修了できない方については継続して、平成21年度についても引き続きソーシャルクラブのほうで活動していただくというような、そういう形になっています。

野口委員 確認なのですが、これは家に閉じこもっているような人が地域に出るといえるのか、そういったところに出るためにそういう仲間をつくって、そこに行ってコミュニケーションとか能力、な

れて、それでそういった通所するところに行くとか、社会に復帰するとか、そういうことで独自の動きというか、つまり通所しながらこっちに行くというような動きがないということによろしいですね。

健康福祉課長 そのとおりです。

それから、もう少し詳しく言いますと、その参加されている方々の個別の目標をつくっていただいています。例えば、簡単なものなのですが、仲間づくりに積極的に参加するとか、あいさつができるとか、そういう個別目標を立てて、おっしゃられるとおりに仲間づくりとか、そういうことを相談していただくという、そういう形になっております。

野口委員 統合失調症とか、こういった方、歴史ではないけれども、親とか支援者を含めた取り組みがあるので、こういったのができたと思うのですけれども、ことしになって、うつ病と認知症、何かそういう取り組みされたということを聞いたのですけれども、一、二回だったと思うのです。こういった継続的に何か目標立てて集まってやるというようなことの、うつ病とか、そういった認知症まで広げる検討というか、実は一、二回の集まり持たれたと思うのですけれども、継続的なものにするということの検討というか、されているのですか。

健康福祉課長 先ほどの概要の中で、うつ病と高次脳機能障害を新規事業で行ったという説明させていただいたと思うのですけれども、うつ病について、家族の集いを2回、また高次脳機能障害の方につ

いても講演会1回と家族の集いを平成20年度3回やっております。ただ、うつ病につきましては、結局統合失調症とは違って、症状がいろいろ人によって違うというところがありまして、結局、はっきり申し上げると、うつ病の家族の集いのほうも出席率が統合失調症の集いよりはちょっと悪くなっております。あと、うつ病については、平成20年度につきましてはプレ事業ということでやっておりましたので、ただ、当然うつ病についても、これからいろいろ自殺とかそういう関係もありますので、継続して何らかの事業を実施していきたいと考えております。

委員長　ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長　なければ、款4衛生費、項1保健衛生費、目5健康福祉センター費、目6予防費、目7母子保健費、目8健康福祉費についての質疑を終結いたします。

以上で、健康福祉センター所管のものについての質疑は終了いたしました。各部所管のものについての質疑が終了するまで、討論、採決は保留いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後 1時38分 休憩

午後 1時39分 再開

委員長　会議を再開いたします。

次に、市民部所管のものについて、担当課長より順次説明を求

めます。

なお、歳入は歳出に関連して説明を願います。また、経常経費の説明は省略をし、主なものについて簡潔に説明を願います。

まず、自治文化課長。

概要説明

自治文化課長 まず、自治文化課所管の歳入歳出決算につきまして、概要を説明させていただきます。

歳入歳出決算書は90ページから、また決算報告書は51ページからとなります。なお、歳入につきましては、歳出関連部門において説明させていただきます。

初めに、決算書90、91ページをお開きください。款2総務費、項1総務管理費、目11市民活動推進費1億616万7,775円につきましては、大事業、協働のまちづくり推進事業、コミュニティ活動推進事業、NPO活動推進事業として、従来からの自治体活動によるまちづくり事業に加え、市民活動の仲介支援組織であります「まちづくりサポートネット元気な入間」との協働事業や市民活動センターの活性化事業により、市民活動の推進に取り組みました。

関連する歳入ですが、決算書42、43ページをお開きください。款16県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、節1総務管理費の補助金のコミュニティ施設特別整備事業補助金333万3,000円につきましては、東金子第20区自治会館の建設費補助金の財源として充用いたしました。

続きまして、決算書92、93ページにお戻りいただければと思います。目12文化振興費1,320万7,187円につきましては、大事業、文化行政推進費として、いるま太鼓セッション2008の事業を実施し、また大事業、入間万燈まつり実施事業といたしまして、実行委員会に補助金等を交付しました。多くの市民の参加、協力により、いるま太鼓セッション、入間万燈まつりが実施でき、市民文化によるまちづくりを実践することができました。

次に、目13国際交流費871万9,569円につきましては、大事業、姉妹都市・友好都市交流事業として、新潟県佐渡市、ドイツ・ヴォルフラーツハウゼン市、中国・奉化市との間で各種派遣受け入れ事業を実施し、市民間の交流を展開することができました。

また、大事業、国際化推進事業として、外国人相談窓口の開設や情報提供事業、さらに国際交流協会との共同による日本語教室、外国料理教室等を通じ、外国人市民の支援と国際理解の推進に取り組みました。

関連する歳入でございますが、決算書66、67ページをお開きください。款21諸収入、項5雑入、目1雑入、節4雑入の地域国際化施策支援特別対策事業費助成金50万円につきましては、ドイツ・ヴォルフラーツハウゼン市の児童合唱団受け入れの事業の財源として充当いたしました。

続きまして、決算書92、93ページにお戻りいただければと思います。目14市民会館費、次のページ、94、95ページになりますが、目15産業文化センター費、目16文化創造アトリエ費につきまして

は、市民会館及び産業文化センターは財団法人入間市振興公社を、文化創造アトリエはNPO法人入間市文化創造ネットワークをそれぞれ指定管理者として指定し、良好な施設管理と良質な文化事業を実施することができました。なお、市民会館ではエレベーター改修補強工事を実施し、地震時のエレベーターの安全確保に備えました。また、産業文化センターでは、舞台ホールのリミットスイッチの修繕、便所の改修工事を行い、施設利用者の安全性や利便性の向上に努めました。

関連する歳入でございますが、決算書22、23ページをお開きください。款14使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料、節1総務管理使用料の市民会館使用料833万3,620円、産業文化センター使用料1,199万165円は、各施設の維持管理の特定財源として充当いたしました。

なお、文化創造アトリエにつきましては、指定管理者制度導入にあわせ利用料金制を採用したため、市の歳入から指定管理者の歳入となりました。

以上が自治文化課所管の平成20年度決算の概要でございます。以上でございます。

委員長　これより質疑に入ります。

款2総務費、項1総務管理費、目11市民活動推進費、目12文化振興費、目13国際交流費、目14市民会館費、目15産業文化センター費、目16文化創造アトリエ費についての質疑を願います。

小出委員　決算報告書の61ページ、62ページのアトリエ事業費なのですけ

れども、アミーゴの利用者、観客の人に聞いたのですけれども、空調施設がなくて、夏はすごく暑いし、冬は非常に寒いということで、ぜひ空調を整えてほしいという要望を聞いたのですが、その辺についてどのようにお考えか、お聞きしたいのですけれども。

自治文化課長 本来、県の繊維試験場を再利用したということで、工場であったということです。それを残していくというようなところの中で出発した施設ということです。ですから、暖房につきましてはストーブ等ということの中で暖房、寒さが非常に厳しいということで、ストーブを設置して対応するというようなことになっております。ただ、夏場につきましては、冷房等につきましては設置を今後もしていけないというようなことで、利用者懇談会等の中で説明させていただきまして、そういうご意見がありますが、ご理解をいただいているような状況でございます。

小出委員 冬とかも、やっぱりかなり厳しいという状況で、この報告書なのですけれども、報告書の63、64ページで、やっぱり観客がもう少し安定して入れれば採算ももっと、この三角が少なくなるのではないかなというふうに考えるのですけれども、その辺でやっぱり影響していると思うのですけれども、その辺はどうですか。

自治文化課長 1つの例えということになりますが、NPO法人のほうで簡単なひざかけを購入したというような経緯があります。その中で、観客はどうしても座っているということですので、そのひざかけを、当初はNPO法人の利用者ということなのですが、指定管理者になったことによって、その毛布とひざかけ等をお貸しし

て寒さをしのいでいくというような形での工夫もさせていただいております。

小出委員 では、余り空調のことは、とりあえず当面は改善するという方向ではないということですか。

自治文化課長 施設整備の計画としては現状のままということで考えております。

小出委員 やっぱり夏とかには特に……

委員長 済みません。要望はあれなので、質疑を。

小出委員 では、結構いろいろな取り組みがされていて、すぐれた講演をやっていると思うのですけれども、ちょっとまだ、余り市民に知れ渡っているという数字ではないと思うのですけれども、周知についてはどのようにお考えでしょうか。講演等、観客動員、もう少し安定的に動員していくという意味での周知についてはどのようにお考えでしょうか。

自治文化課長 まず、施設の利用の形態としては、大きく分けると2つあるかと思います。1つは、自分たちが施設を借りる立場として使うというような利用の形態、それからもう一つは、NPO法人等が主催する事業の中で観客としてそこに伺うという、そのような2通りに分かれるのかなと思います。その中で、やはり事業につきましても、今申し上げますと、この施設につきましても市報で事業のPRをしたり、あるいはアミーゴの会報を通じてPRしたり、あるいはホームページを通じて事業の周知、広報活動をしているというような状況でございます。

それから、施設の利用につきましては、ある程度、通常固定の利用者に限定されているというのが事実かもしれませんが、やはり、ある面では口コミの中で施設利用者は広がってきているような形であります。

向口委員 今アトリエのお話が出ましたので、それに関連しましてなのですけれども、指定管理者の制度になったということで、例えば市の職員とかは、そこに対してどのようなかわりといいますか、していらっしゃるのでしょうか。

自治文化課長 まず、指定管理者、アミーゴにつきましてはNPO法人ということで非営利活動団体ということです。ですから、通常の営利会社とは全く質が違うということでございます。その中で、前身が、もともと業務委託をしていた組織が指定管理者ということになるような経緯でございます。その中で、事業のノウハウにつきましては、NPO法人は十分に力として、能力として持っているというふうに思っております。ですから、事業を実施することにつきましては、市の関与なり助言なりということはほとんどないというのが実情です。ただ、施設の管理につきましては、やはり施設そのものが非常に老朽化しているというのが事実でございますので、市民文化担当の中に、さらに担当職員というものを配置しまして連絡を密にしております。

それから、大きな節目のとき、例えば新年度予算の編成時であるとか、あるいは実施計画の要望時期につきましては、私を含め担当主幹あるいは担当者と、こちらのほうから現地のほうに訪問

いたしまして内容を点検したり、あるいは施設を見させていただきまして、お互いに共通認識をとって施設管理をしているということでございます。

向口委員 市の職員の方もよくかかわっていただいているというお返事を今お聞きしたのですけれども、ちょっと市民のほうの要望として、アミーゴさんのほうの受け付けの対応の悪さみたいなこともちょっと指摘を受けたことがありましたので、お聞きいたしました。

それで、あと、先ほど空調のことが出ましたが、施設自体もやっぱりバリアフリーになっていないということで、ちょっと市民の方から聞いているのですが、実際にそうだと思うのですけれども、その辺に関しての今後の計画とか、修繕とか、こういうふうにしていきたいとかというようなことはあるのでしょうか。

自治文化課長 現時点で、平成12年度に開設したときの状況ですと、その時点で大規模改修を行いましたので、その時点で必要だったバリアフリー化というのはそこで行っているというのが現状だと思います。ただ、どうしても古い施設ですので、その古い施設を生かしながら機能を持たせるとなると、どうしても段差があったりというのは、これはやむを得ないことだと思います。その中で、現状からしますと、さらにそのバリアフリー化ということの計画というのは現時点ではございません。ただ、例えば車いすの方がお見えになったときということであれば、我々のほうからもNPO法人に一言相談をした上で、人的な対応ということの中で対応することも可能かと思えます。

関谷委員 同じくアミーゴに関してなのですけども、老朽化しているということで、長期の修繕計画というものはあるのでしょうか。

そして、もう一つ、古い建物なので、だんだん、だんだん、修繕ばかりになっていった場合、余りにもその修繕費が多くなっていった、収入よりどんどん、どんどん上回っていった場合、その場合は閉めるとか、そういうことも考えているのでしょうか。

その2点。

自治文化課長 長期的な施設整備のことになります。どうしても現状維持ということが、現状としては現状維持を保っていくというようなレベルのものになっております。現状維持ということの中で、例えば外壁塗装であるとか、あるいは屋根の塗装の改修ということの中では、実施計画ということの中で我々としては計画をさせていただいてございます。それでは、どの段階でその施設が機能として使うことが可能なのか、不可能かというのは、現実的には判断というのは非常に難しいところかと思えます。ただ、やはり古さをいいものとして残して使っているというのが施設のコンセプトだと思いますので、そういうことで、例えば古くなったから施設を閉鎖するというような考えは現時点ではないということです。

関谷委員 今のご回答ですと、修繕計画はあると。10年単位なのか、50年ぐらいなのかとか、どんなところでしょうか。

自治文化課長 実施計画ということですので、3年間のローリングということですので、おおむね3年間というような計画でございます。

宮岡治郎委員 目15産業文化センター費です。報告書の60ページの下段です。ホールリミットスイッチ修繕とありまして、誤作動の危険性があるとか、安全確保というふうな部分が記述されているのですが、具体的にどういう用途のスイッチで、どういう誤作動があり、どういうふうに修繕したのか。

自治文化課長 まず、ホールの機能ということになりますが、産業文化センターのホールにつきましては、例えばどんちようであったり、スクリーンであったり、暗幕であったり、あるいはその看板を掲げるバーであったり、いろいろなつり物が、天井の上に設置されているのが舞台の機能としてあります。あるいは、反響板ということで、ホールで合唱等行うときの反響板というものも、大変に重い、1トンを超えるようなものをつっているというような状況でございます。その中で、当然舞台をどのような形で使うか、出し物によってそのつり物の利用というのはすべて変わってくるといことで、それが安定した位置にとまるか、とまらないか。そのとまるためには、そのリミットスイッチというものが機能しなくてははいけない。今回につきましては、その保守点検の中で経年劣化、ある程度の年数を過ぎたものについては、その改修が必要となってくる。そのようなところの中で、実施計画の中でリミットスイッチということで改修をさせていただいたということですので。

向口委員 総務管理費の市民活動推進費ということなのですが、その中の……

〔(何ページ) と言う人あり〕

向口委員 済みません。報告書の51ページなのですが、ここに自治会に対する報償金のことが中事業として出ているのですけれども、7,200万円ぐらいが出ているのですけれども、この報償金に関しては、各区長さん、自治会長さんのほうに分配して配付されるのだと思うのですけれども、その配付した報償金に対しての、どういうふうに使われているかという、そういうことというのは、報告みたいなのはいただいているのでしょうか。

自治文化課長 この自治会報償金につきましては、平成18年度から自治会に直接支給するというような形になりました。以前は役員の方に直接ご本人に支給をしていたということですが、平成18年度からは自治会に市から支給をするということになってございます。その中で、ほとんどの自治会につきましては、一度自治会で受け入れた自治会報償金を会長、副会長、あるいは班長との中で再分配しているというのが現状かと思えます。それにつきましては、当然その歳入として市からの自治会報償金として自治会会計の中で繰り入れをしていただいております。それにあわせて、支出ということで役員報償金ということで支出項目に入れていただくというような形で、こちらからもお願いしてございます。それは当然各自治会の中では、春に総会が開かれますので、総会の中で自治会の会計の決算報告の中で締めていただいているような形でございます。

向口委員 例えば、それは自治会長さん、あと例えばほかの班長さんです

とか、そういった方々の報償金も含まれるのでしょうか。すべて入ったの金額が、これは区長さんのみなのでしょうか。自治会長さんのみなのでしょうか。

自治文化課長 市から自治会にお支払いする自治会報償金の積算根拠になりますが、それは会長、副会長、それから班長の人数、あるいはその自治会に属する世帯数ということで算出して、総額で出してください。ですから、市はあくまでも自治会に一本で出しているということで、それを自治会の中で再分配しているということになります。その自治会の中でどういうふうにお支払いしているかというのは自由裁量ということになるかと思います。

以上です。

向口委員 では、自由裁量ということは自治会によって、例えば自治会長さんが幾ら、班長さんが幾らというのは差があるということなのでしょうか。

自治文化課長 先ほど申し上げました、市が自治会に支払いをしている積算根拠を参考にしている自治会が、おおむねそれを参考にしているのではないかと想定されます。ただ、それがプラス自治会の中の自主財源として会長に額を増額するとか、あるいはほかの事業の支出するために会長の額を市の算出根拠で示した金額とは違った金額で出すというのは、先ほど申し上げた自治会の中での差があるのかなというふうに思います。

向口委員 また、今のことに関連してなのですが、次のところの52ページに、こちらにも自治会の活動費ということで支出されている部分

が出ているのですけれども、要するに自治会に対して報償金なり、こういった活動費が支払われているのですが、これに対する、例えば決算みたいなものというのは、多分自治会のほうで決算書みたいなものというのは出されているのでしょうか。

自治文化課長 まず、先ほど申しあげました自治会報償金につきましては、報償金という支出で市のほうから支給しておりますので、自治会の中の会計として決算書をつくっているというのはあるかと思えます。それにつきましては、総会資料を提出させて、各事務用ということで提出をお願いしています。報告書の52ページにつきましては、これは各事業に対して補助金という形で交付している事業ですので、この事業に関する決算書というのは提出義務ということで提出をお願いしてございます。

以上です。

向口委員 では、提出していただいているということなので、提出していない、こういう決算書がまだでき上がっていないというような自治会というのがありますか。決算書をつくることができていないところというのはあるのでしょうか。要するに、そういう決算がちゃんと決算書として上がってこない自治会というのがありますか。

自治文化課長 補助金に関して決算書を提出をお願いしているものにつきましては、すべて提出していただいております。

野口委員 同じく51ページ、関連にもなるのですが、先に協働のまちづくり推進事業の市民活動センター中間支援業務謝礼ということで、

私の考えではやっぱりこういった市民活動については委託か補助金しかないと思うので、謝礼ということが前からひっかかっているのですけれども、つまりここで委託、補助金ということでできない理由というのは何ですか。

自治文化課長 中間支援組織としてまちづくりサポートネット元気な入間との協働ということで、市とこのまちサポにつきましては、パートナーシップ協定という形で関係を持っているのは事実でございます。例えば、委託料ということになりますと、市が実施主体で、その実施主体が外部の組織に委託する、業務を委託するというようなことで、主体は市になろうかと思えます。今回我々のパートナーシップの相手であるまちサポにつきましては、やはり自分たちの主体性の中で活動していただいているというようなことで、基本的にはまちサポの活動を市が影響を持たせるようなことというのは基本的にはないというように考えております。ですから、自主的に自分たちの必要とされる活動が何かということで活動していただいている。それが結果的には市民の福祉につながっていくということで、我々はその活動費に対してこの予算科目で支出しているということです。

以上でございます。

野口委員 委託が不適切だということであれば、補助金。いわゆる市民活動団体が公共的な活動をするというのはどこでもあることで、補助金を出しているわけでしょう。それに見合うというか、見合うっておかしいですけれども。なぜ補助金というのでできないのか。

謝礼となると、いつまでだってこれ特別扱いで、これも一つの中
間支援の団体、市民活動の団体なわけでしょう。NPO法人とっ
ているのか、とっていないのか。とっていますか。とっていない
でしょう。どちらでもいいのです。そういう団体に対して謝礼と
なると、逆に自主性がなくなるような気がして、特別扱いしてい
るような気がして、補助金ということで普通の団体の補助金とい
う扱いにしたら、私は性格上、よろしいかと思うのですけれど、
この決算を見たものですから、その点についてはどう思われます
か。

自治文化課長 非常に判断、難しいところかなと思いますが、まず補助金
ということだと、団体の組織を支援するというような意味合い
の補助金と、事業が補助事業としてふさわしいということのほか
に幾つか性質があらうかと思えます。今回報償費ということで支
出しているということ、その3つの中で一番妥当なものというこ
とで、現在の活動の内容、趣旨ということで現在の予算費目で支
出しているということでございます。

野口委員 これ意見は闘わせないということになっていますので、終わら
せませすけれども、次に、自治会報償金についても、これは自治会
ハンドブックについては、その趣旨についても幾つか書いてある
のですが、広報紙の配布とか委託的なものと、あと施策について
の協力とか、同意も含めて、普通の市民活動団体がやっているよ
うなことに對しての報いるというか、そういうのはあるのですけ
れども、これも報償金というのをやめて、広報紙の配布について

は幾らで委託すると。その他の活動については補助金だと。つまり自治会がいろいろな市の行政についての働きかけとかしてくれとか書いてありますよね。だから、何で自治会だけがこういった特別の枠で出すのか。出すことはいいわけです、別にそれは文句ないのだけれども、委託と補助金に分けることはできないのですか。それはいかがですか。

自治文化課長 市民と市役所の関係というところがそこにあるのかなと思います。例えば委託ということだと、委託元と受託先、ある面では主と従というようなことになってしまうのかなと思います。やはり自治会というのは当然対等な立場で行政、我々市役所と自治会というはあるべき関係だと思います。その中で、例えば一つの例ですが、市報の配布につきましては、やはり協力いただいているというような関係で、この業務を自治会の皆様をお願いしているというようなところですので、自治会に対しての報償金ということで予算を設定しているところでございます。

野口委員 やはりこれからはどんぶり勘定ではなくて、お金を出資。だから、質疑はしませんけれども、意見として言わせてもらえば、協働のガイドライン、お金に関してはちょっといろいろ検討しなければいけないということがあって、やはり昔の自治会だけがいた市民活動、市民との協働を超えて、今いろいろな市民との協働がありますので、お金についてはやはり検討しなければいけないということで、これは意見として、次にいきますけれども、やっぱり自治会大事ということで、次に53ページに自治会加入率、これ

は費目は何か、市民活動推進。コミュニティ活動推進事業費、なぜ評価のところになっているか、ちょっとわからないのですけれども、評価のところ、自治会加入率の減少に対しては市民部内で検討チームを設置し、現状分析、問題点の洗い出し、取り組み等の調査研究を行ったと書いてありますけれども、これについての何かペーパーとかあるのですか。それはどうなったか、お聞きしたいのですけれども。

自治文化課長 昨年度になります、市民部の中で検討委員会を設置しまして、各担当課の中から抽出したメンバーの中で自治会の現状、あるいは自治会の加入率の推移、その理由としてどういうことが挙げられるか。結果的に、自治会の加入が少なくなったときにどのような影響が出てくるか。そのようなものを調査して検討したということでございます。その結果といたしましては、関係する市民部、とりあえず市民部ということになります、市民部の中で報告会を設定いたしまして、市民部の中で対応すべきことということで、まず確認をいたしました。

それから、次の段階といたしましては、今年度に入ってということになります、連合区長会の役員会等の中で庁内の検討委員会の中でこのようなことを確認、調査研究したと。それについて共通認識とし、これからある取り組みをしていかななくてはいけないのではないかというような情報提供をさせていただいてございます。

以上でございます。

野口委員 差し支えない範囲で、その概要をお聞かせ願えたらと思うので
すけれども。

自治文化課長 まず、内容につきましては、課題の抽出というようなこと
を行ってございます。例えば、自治会の組織率、加入率が減ること
によってどんな影響が出てくるだろうか。例えば、まちづくり
の根幹である自治会が加入率が減ることによるマイナス影響、そ
れから自治会としてのコミュニティの希薄化、それとあと、我々
行政とのつながりの中での現況というものとして、まず表現とし
て確認をいたしました。

それからあと、数値的な考察ということで、平成16年度から各
年度ごとに全体の市民の全人口、それから世帯、それと自治会の
加入世帯。当然そこには加入世帯の加入率というものが当然出て
きますので、そのような数値的なものを過去数年間整理をして、
その根拠は何だったのかということも考察をいたしました。

それから、そのような課題を抽出した後に、今後の具体的な取
り組みというものも当然考えていかななくてはいけないということ
で、自治会の加入率を高めていくための取り組みとして行政が行
うべきこと、市民が主体として行うべきこと、このようなことも
整理をいたしました。

そうということで、最後としては取りまとめというような形での
内容ということでございます。

以上でございます。

野口委員 一番聞きたいことは、自治会加入率を上げるために行政ができ

ること、私は自治会に、狭い範囲ですけれども、団地の中がかか
わっているのですけれども、行政が何ができるかで、ちょっと自
治会だけでも大変なのだけれども、そういう疑問が、疑問とい
うか、できればしてほしいのだけれども、そこら辺の妙案があっ
たのか、お聞きしたいのですけれども、検討中なら検討中でいい
のですけれども、ちょっとお願いいたします。

自治文化課長 数値的に自治会の加入率は、平成20年の10月1日、ち
ょうど1年前になりますが、73.2パーセントという数値になりました。
過去から見ますと微減というような状況でございます。ただ、先
ほど申し上げた人口であるとか世帯数の数からいきますと、実を
言いますと加入世帯はふえているということ。その原因が何かと
いうと、例えば世帯分離とかという一つの3世代の世帯が2つの
世帯に分かれていくというような状況も顕著にあるということ
です。ただ、自治会に加入している世帯は3世代であっても1世帯
ということで、分母だけがふえているというのが、恐らく考察
すると出てくるのかなと思います。ですから、極端に自治会の加
入率が今後大きく下がっていくだろうというような不安視は、現
実的には考えていないということです。ただ、73.2パーセントとい
うことは、4件に1件は加入していない。その加入していない世
帯がどういう世帯かといいますか、単身世帯であったりとか、あ
るいは賃貸住宅であるというのがほとんどではないかなと思っ
ております。

ただ、それでいいのかということになりますので、自治会、連

合区長会等、共同で自治会加入のパンフレットを作成し、未加入世帯に配布をしていくとか、あるいは自治会活動の中で自治会を理解してもらうような啓発事業をしていこうとか、そのような意思確認をしてございます。行政だけでできるものはなかなか難しいかなと思っております。

以上です。

委員長 ほかにございますか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 この際、暫時副委員長と交代いたします。

副委員長 それでは、暫時、委員長の職務を行いますので、よろしく願います。

質疑を行います。

永澤委員 先ほどの関連なのですが、51ページ、自治会自治会報償金の話なのですが、先ほどの答弁の中で、補助金に関しては全部報告書をいただいているということだったのですが、こちらの自治会報償金については、いただくように決算報告をお願いしているということだったのですが、この自治会の中でこの決算報告を出していないところ、またこの決算報告を出したときに、それは必ず自治文化課のほうに下さいというふうにいただいているのかどうか。その辺ちょっと確認させていただきたいのですが。

自治文化課長 入間市には6地区の区長会ということがございます。豊岡地区は自治文化課担当所管ということで、それからあと5地区につきましては、各支所長が担当ということになっております。事

務用ということで提出していただいておりますので、各その区長会の中での担当している支所であったり、自治文化課ということで、分散して決算書を提出していただいているということでございます。その中の審査は、実質的にはしてございません。

以上です。

永澤委員 平成18年度から決算報告、平成20年度からでしたっけ、きちんと歳入に入れてくださいというお話をしていたと思うのですけれども、なかなかそれが、なされたところと歳入に入れなかったところと、さまざまだったと思うのですけれども、やはりそれはもう難しい部分ではあるかと思うのですけれども、これだけの報償金を出しているということは、やっぱり市のほうにもそのきっちり決算をいただくというのは義務づけておかないと、たとえ一つでも新しくできた自治会とか、もう昔からやっているところは非常にこういう完璧にできているところもあるのですけれども、自治会によってさまざまだと思うのです。それは、その各支所ですべて自治会の一つのどんな小さなところでもその決算報告というのはいいただいているという解釈でよろしいのですか。

自治文化課長 ちょうど追跡調査という形で各支所長に確認をとったところなのですが、報告書という形ではなくて、あくまでも総会の資料という形で提出をいただいて、こちらとしては提出をお願いしますということですが、幾つかまだ提出されていないところが現実的にはあります。これらにつきましても、今後、未提出のところにつきましてもは提出をいただくような形で働きかけて、努めて

いきたいと思います。

以上です。

副委員長 それでは、委員長席を委員長と交代いたします。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款2総務費、項1総務管理費、目11市民活動推進費、目12文化振興費、目13国際交流費、目14市民会館費、目15産業文化センター費、目16文化創造アトリエ費についての質疑を終結いたします。

次に、防災防犯課長より概要説明をお願いいたします。

概要説明

市民部参事兼防災防犯課長 防災防犯課の所管を説明させていただきます。

平成20年度一般会計歳入歳出決算事項別明細書により説明をさせていただきます。歳入につきましては、歳出の大事業の関連するところでご説明をさせていただきます。

それでは、94ページから97ページとなります。目17防災・国民保護費は予算額3,968万4,000円に対し、執行済額3,240万809円、執行率は約81.65パーセントであります。

目18防犯費は、予算額4,501万7,000円に対し、執行済額4,292万170円、執行率は95.34パーセントであります。

それでは、94ページから95ページの下段となります。大事業、防災意識啓発事業442万9,005円は、埼玉県が平成19年度に行った

埼玉県地震被害想定調査における5つの想定地震のうち、入間市への影響が大きい地震として立川断層地震を想定し、地盤の揺れやすさ、建物全壊率危険度、液状化のしやすさ、そして地震への備えと心構えや防災情報マップを図示した入間市防災ハザードマップを県補助金を活用して作成したものであります。この県補助金は、42ページから43ページとなります。款15国庫支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、埼玉県震災に強いまちづくり支援事業補助金として140万円の活用を図ったものでございます。このマップにつきましては、本年5月に配布をさせていただきました。

次に、96ページから97ページ、中段となります。大事業、災害対策事業、中事業、事務費246万9,600円は、災害の発生のおそれがある場合や災害が発生した場合の迅速な初動体制と災害対応のため防災気象情報の委託契約であります。平成20年度は、この委託会社の協力により、市民への防災気象情報を的確に知らせるため、市公式ホームページを活用して入間市の気象情報を立ち上げをさせていただきました。

同じく下段となります。大事業、防犯関係事業、中事業、防犯灯関係事業3,399万7,015円は、区、自治会からの申請に基づき、62灯の新規の設置及び区、自治会が管理しております9,111本の維持管理費の費用であります。なお、市及び区、自治会の後年度の負担軽減を図るため、新規の設置や球交換の際には省電力タイプの器具を導入いたしました。市民の求める安全・安心まちづくりの

ため、行政、市民、関係機関が一体となり、今後も事業推進に努めてまいります。

以上で、防災防犯課の概要説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

款2 総務費、項1 総務管理費、目17 防災・国民保護費、目18 防犯費及び款3 民生費、項4 災害救助費についての質疑を願います。

関谷委員 ハザードマップについてお伺いします。市民からの反響はあったのでしょうか。

市民部参事兼防災防犯課長 このハザードマップを配布したときに、今年度の、例えば防災訓練に自主防災会はそれを活用しての訓練を取り入れたということで、皆さん方から、特にいろいろな防災情報を、例えば災害発生したときにこういうものを用意しなくてはいけないとか、そういうことで市民からの、いいものをつくっていただいたというような声はいただいております。

関谷委員 役所のほうに直接電話があって、これはいいとか、そういう反応もあったのでしょうか。

市民部参事兼防災防犯課長 そういう反応もございました。事実、例えば自治会に加入していない、あるいはもう一部欲しいとか、いろいろなところに張っておきたいという意味なのでしょうけれども、そういうことでもありました。いいものができたなというふうに思っております。

小出委員 報告書の70ページで、防犯費のところの3の評価のところなの

ですけれども、振り込め詐欺の被害が多発しているというふうなことなのですけれども、件数とか金額の状況とか、お聞きしたいのですけれども。

市民部参事兼防災防犯課長 振り込め詐欺につきまして、狭山警察署管内、埼玉県のまず概要のほうなのですけれども、本当に余りよくないことで、この西部地区の警察署管内が上位を占めております。1位が所沢署、2位が私ども管轄の狭山署ということになります。狭山署が平成20年、これは警察のほうは暦年統計でございますので、平成20年とさせていただきますと思います。79件で1億705万円です。うち入間市の数字としましては36件、被害額としまして4,346万円でございます。

以上です。

小出委員 その辺についてどのような対策を立てられているのかということと、こんな事件が多発するような社会的背景とかについて意見を聞きたいのですけれども。

市民部参事兼防災防犯課長 これらにつきましては、この決算の中にも書いてございます。まず、電話の取り付け用ディスプレイということで、これも各家庭にご配布、こういうものも作成いたしました。この振り込め詐欺に警察、行政、そして地域が一体となる街頭での啓発活動。例えば駅、入間市内に存する駅すべて、そして大型店のスーパー、各地にスーパーがございます。そういうところに出向きまして啓発活動。例えば両面刷りのチラシ、振り込め詐欺、例えば携帯電話がかわったよというようなことで注意してください

いというふうなもののチラシを印刷。これ印刷といっても、簡易印刷で庁舎の地下で印刷するものですが、そういうものを配布させていただきました。

社会的背景といたしまして、悪いやつは悪い、警察の裏をつく、なかなかデジタル化になりまして、いろいろな犯罪の中でも巧妙な犯罪ということで、非常にふえてきたのが現状かなというふうなことで考えております。

以上です。

野口委員 報告書の68ページ、目17の防災・国民保護費の小事業、防災用品購入費、ここで評価のところ、いわゆる備蓄、配備、できた学校は平成19年度5校、平成20年度6校。これは6校が全部ということですね。ふえたということではなくて、6校にあるということではよろしいかと思うのですけれども、こういう限界があるという理由はどういうことなのですか。

市民部参事兼防災防犯課長 私ども、学校あるいは公民館とか、市が指定する地域防災計画に定める避難所となっております。そちらにつきまして、万が一災害が発生した場合、あるいは災害が発生するおそれがある場合について、市民が避難してくるだろうと。そこにもやっぱりすべて100パーセント整うわけではございませんけれども、例えば毛布何枚とか、備蓄品を備えなくてはいけないということで、教育委員会のご理解を得まして、余裕教室と呼んでよろしいのでしょうか、空き教室と呼んでよろしいのでしょうか、そちらの教育委員会のご理解を得て、平成19年、ここに書いてあ

るとおり5校、平成20年度につきまして6校を配置したということです。今後これらについても教育委員会等に諮り、今年度も何校になるか、わかりませんが、配置して、市民に安全のための施策を行うということでございます。

野口委員 合計で6校、それとも合わせて6校、プラスでということ、その前提を今ちらっと言って、そのとおりと言ったのですけれども、その点について確認します。

市民部参事兼防災防犯課長 平成19年度に5校配置しまして、平成20年度に6校配置したということです。ですから、計上11校に配置したと。

野口委員 では、避難所とされるところで、今日指している配置数は幾らなのですか。

市民部参事兼防災防犯課長 ことし3月に改定しました地域防災計画によりますと、56の指定避難所がございます。これらについて、早急に整備すべきとは思っておりますけれども、予算の範囲内で逐次整備をさせていただきたいというふうに思います。

野口委員 これに関連するのは各自主防災会の動きなのです。まじめと言うのは語弊がありますが、ちゃんとやろうとする自主防災会ですと備蓄まで考えるわけです。そうすると、市がどれだけ、どこにあるかということを知らないと、単位自主防災会と動きようがないのです。ですから、ここら辺の動きというか、計画性を各单位自主防災会に知らせないと、この備蓄については動きがないので、計画を、ここは何年度までにやるとか、それまで少しそ

ちらで用意してとか、そういうのを周知してほしい。要望ではなくて、必要があると思いますけれども、いかがですか。

市民部参事兼防災防犯課長 ただいまのご質疑に対しまして、全くそのとおりでございます。私どもも計画的に配備をさせていただいて、地域には防災訓練等につきまして周知を図っているところでございますけれども、ただ、すべて市が、今言われるようにご用意できませんので、単体の自主防災会等につきまして、その地区で必要とするものにつきまして準備をしていただくようなことをお願いはしております。両方が相まって少しずつ備蓄が整っていけばよろしいのかなというふうに考えています。

周知は、当然私どもも、今ご質疑のと通りの単体の自主防災会には啓発はしております。

先ほど言ったとおり56の避難所に計画性を持ってというようなご質疑だったかと思うのですけれども、これにつきましては、予算の範囲内でやっていくということで、今ここでとか、あるいは、例えば地区防災のほうにそれを示すというのは、この場ではちょっと答弁は控えさせていただきたいというふうに思います。

小出委員 報告書の69ページのところに書いてある防犯灯のことなのですが、防犯灯の設置要望はずっと強いと思うのですけれども、市民の要望にこたえられているとお考えでしょうか。

市民部参事兼防災防犯課長 今現在、平成20年度末につきまして、市民要望につきましては、平成21年度に持ち越しもなく、すべて設置できたというふうに思っております。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 17 防災・国民保護費、目 18 防犯費及び款 3 民生費、項 4 災害救助費についての質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後 2 時 3 3 分 休憩

午後 2 時 4 4 分 再開

委員長 会議を再開いたします。

引き続き、市民部所管のものについて、担当課長より順次説明を求めます。

なお、歳入は歳出に関連して説明を願います。また、經常経費の説明は省略をし、主なものについて簡潔に説明を願います。

概要説明

市民課長 平成20年度、市民課の決算概要を申し上げます。

市民課の業務といたしましては、住民基本台帳法、戸籍法、外国人登録、埋火葬許可、市営葬、各種証明書発行に関すること等でございます。市民が直接来られる窓口事務が主な仕事でございますので、親切、丁寧、迅速、正確をモットーに業務を執行いたしました。

最初に、歳入の主なものから申し上げます。決算書の20から21ページをごらんください。款13分担金及び負担金、項1負担金、目

1 総務費負担金、節1 総務管理費負担金、1 市営葬負担金、収入
済額1,905万6,000円は、市営葬を利用した施主の方からの負担金
でございます。平成20年度の収入未済額はありますが、平成19年
度以前の未納分として11件、43万4,000円が収入未済額となっ
ております。不納欠損額はございません。

続きまして、決算書の28から29ページをごらんください。款14使
用料及び手数料、項2 手数料、目1 総務手数料、節2 戸籍住民基
本台帳手数料、1 戸籍手数料4,502万8,700円は、戸籍住民票、印
鑑証明、諸証明等の発行手数料でございます。

次に、決算書の38から39ページをごらんください。款15国庫支
出金、項3 国庫委託金、目1 総務費委託金、節2 戸籍住民基本台
帳費委託金、1 外国人登録事務委託金309万円は、外国人登録法
に基づく外国人登録事務の委託金でございます。

次に、歳出の主なものを申し上げます。決算書の98から99ペー
ジをごらんください。款2 総務費、項1 総務管理費、目20 諸費、
節13 委託料、大事業、市営葬運営事業、支出済額3,483万4,500円
は、委託契約に基づき市営葬を受託した指定15社に対する葬儀の
委託料3,170万円及び瑞穂斎場組合に支払った霊柩車委託料313万
4,500円でございます。

埋火葬許可件数1,106件に対しまして、市営葬申請件数は472件
でありました。そのうち祭壇を使用したのは270件、使用しな
かったものは202件ございました。

次に、決算書の102から103ページをごらんください。款2 総務

費、項3 戸籍住民基本台帳費、目1 戸籍住民基本台帳費、支出額2億939万8,582円の主なものは、市民課職員、平成19年度の人件費と市民課、支所、出張所で取り扱っております各諸証明の発行業務にかかわる経常経費でございます。このうち住民基本台帳ネットワークシステム運営事業に1,594万1,022円、また戸籍総合システム事業4,014万4,440円の支出がございました。

続きまして、次ページの104から105ページ、目2 支所費、支出済額1億9,512万3,072円の主なものは、市内5支所の職員22名分の人件費と支所管理のための経常経費でございます。

以上、市民課の概要説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

委員長 これより質疑に入ります。

款2 総務費、項1 総務管理費、目20諸費のうち所管のもの、項3 戸籍住民基本台帳費についての質疑を願います。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款2 総務費、項1 総務管理費、目20諸費のうち所管のもの、項3 戸籍住民基本台帳費についての質疑を終結いたします。

次に、市民生活課長より概要説明をお願いいたします。

概要説明

市民生活課長 市民生活課所管の平成20年度決算につきまして、主な概要をご説明申し上げます。

初めに、歳入から申し上げます。決算書22ページから23ページをお開きください。

項1 使用料、目1 総務使用料、節1 総務管理使用料のうち、6市営自転車駐車場使用料3,119万3,100円ではありますが、前年度対比で1.85パーセント、額にして58万9,150円の減収となっております。この主な減収の要因につきましては、最近の健康志向による徒歩通勤者の増加、また節約志向が増大したことなどが考えられます。

続きまして、歳出の主な概要をご説明申し上げます。決算書84ページから85ページをお開きください。85ページ、下段、大事業、消費生活推進事業679万4,239円ですが、主な事業内容は、市民の消費生活上の相談事業でございます。相談件数につきましては1,272件で、前年度対比で104件の増加でございました。この主な増加要因は、相談種別で国民生活センターに基づく25分類による商品一般で特定できないものに分類されるはがきなどによる架空請求、またアクセサリーなどの被服品関係の相談件数が増加したためでございます。

続きまして、その6行下の大事業、市民相談関係費374万1,532円は、法律相談など全13種の市民相談を実施いたしました。平成20年度の市民相談件数は2,406件で、前年度対比で183件の減でございました。主な減少要因は、日常生活上の一般相談でございます。

次に、決算書96ページから99ページをお開きください。99ページの上段にございます大事業、交通対策事業5,512万5,623円は、

前年度対比で3.25パーセント、額にして173万4,091円の増額となっております。この増額の主なものといたしましては、中事業、交通安全施設整備事業の中の小事業、維持管理費で、3年に1度、市内全域の道路照明灯1,214基の安全点検業務委託を行っておりますが、これを平成20年度に実施したことによるものです。

次に、大事業、市内循環バス運行事業4,087万8,874円は、前年度対比で3.26パーセント、額にして129万1,653円の増額となっております。この増額につきましては、主に燃料費の高騰により運送経費が増額となったものです。

以上、市民生活課所管の主なものを申し上げます。よろしくお願いたします。

委員長　これより質疑に入ります。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費のうち所管のもの、目19交通対策費についての質疑を願います。

小出委員　目19の交通対策費で、報告書71ページの自転車駐車場管理業務なのですけれども、仏子駅の駐輪場が駅から非常に遠くて、利用しづらいという声が出ているのですけれども、何か対策のほうは立てていらっしゃるのでしょうか。

市民生活課長　仏子駅につきましては3つございまして、仏子駅、仏子駅第2、仏子駅南口というものがございまして、一番遠いものは、恐らく1,000平方メートルを超えたアミーゴのところかと思いますが、仏子駅のご質疑だと思っておりますが、駐輪場につきましては、当然駅の近隣ということで、地主さんにつきましても、例えば相

続の発生ですとか、有効利用を図りたいといったことで、例えば近くに、我々も準備はしたいところなのですが、なかなか利便性のよい土地でというところはなかなか難しいものですから、ちょっと今のところは考えてございません。申しわけございません。

小出委員 同じく目19で、報告書の72ページのところに、循環バスの利用の量が973人減少しているということなのですけれども、これはどういう理由によるものと考えられるのでしょうか。

市民生活課長 循環バスの利用につきましては、ご質疑者がおっしゃっておられたように昨年よりは減少しておる状況でございます。昨年度が、合計の件数でございますが、平成20年度1年間合計いたしまして11万7,772名、昨年につきましては11万8,745名ということでございます。循環バスにつきましては無料バスを発行しているわけですけれども、その関係で有料の乗車券、またバスの割合につきましてかなり差の開きがございます、そのバスの方の乗車が減ったためということだと思われます。

野口委員 決算書85ページの市民相談関係費に関連してですが、これは法律相談だと思うのですけれども、その中で多重債務についての取り扱い、多くの自治体ではないのですけれども、この多重債務ということに関連して、継続して相談に乗らなければいけないという特徴があるので、これを別に扱っている自治体もあるのですが、入間市では法律相談1回きりということもある。そういうことを前提に、この市民相談に多重債務者が来るということはありますか。それをまず聞きたいのですけれども。

市民生活課長 今、多重債務につきましては、法律相談の関係でございますが、例えば法律相談におきまして、1回相談者の方がお見えになりまして、相談員の方に相談された場合、別に消費生活センターというものがございまして、そちらのほうへ、役所で言えば同じ1階なのですが、そちらも市民生活課の所管の部署なのですけれども、法律相談の後、その消費生活センターのほうへ紹介をして、1回の法律相談ではなく継続をして相談を受けるという形をとっております。

安道委員 そうしますと、継続して多重債務の問題解決まで持っていった件数というのは何件ありますか。

市民生活課長 平成20年度につきましてはの多重債務の相談状況ですが、相談件数は90件という形になっております。個々にケースが違うものですから、例えば専門家の弁護士さんを紹介したりということの対応もやっております、最後まで必ずしもその解決をするかということになりますと、すべてではないと思いますので。

安道委員 そこは多重債務に限ってなのですけれども、相談件数90件は、その間の推移で言うのと減っているのか。

市民生活課長 平成19年と平成20年との比較なのですが、済みません。平成19年度は10月1日からの調査ということで、丸々1年ではないのですが、平成20年度、先ほど90件に対しまして平成19年は10月から翌年の3月末までという調べなのですが、41件という形になっております。おおむね2倍すると同じような件数ということになります。

安道委員　　こういうのは難しいものが多いかと思うのですが、こうした関連については、何か今後の対策とか、相談業務の改善とか、何か検討されているのかどうか。

市民生活課長　その相談につきましては、年に1回、そういう多重債務専門の相談日ということも設けまして、一応強化はしてございます。

委員長　　ほかにございますか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長　　なければ、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費のうち所管のもの、目19交通対策費についての質疑を終結いたします。次に、保険年金課長より概略説明をお願いします。

概要説明

保険年金課長　それでは、保険年金課所管の決算の概要を申し上げます。

まず、歳出からでございますが、決算書30ページ、下段、それから32ページをお願いいたします。款15国庫支出金、項1国庫負担金、目2民生費国庫負担金、節1社会福祉費負担金、備考中、5保険基盤安定負担金2,290万3,903円につきましては、保険税軽減の対象となりました一般被保険者の数に平均保険税を乗じた金額の一定割合を保険者支援金として国から受け入れたものでございます。

次に、38ページから39ページをお願いいたします。款15国庫支出金、項3国庫委託金、目2民生費委託金、節1社会福祉費委託金、備考中、1国民年金事務委託金3,381万2,457円につきましては、国民年金事務に要する人件費及び物件費が国から交付された

ものでございます。

次のページになりますが、款16県支出金、項1県負担金、目2民生費負担金、節1社会福祉費負担金、備考中、3保険基盤安定負担金7,928万9,451円につきましては、先ほど申し上げました款15国庫支出金と同様の趣旨により、こちらは国からの保険者支援金の2分の1に対し、県から4分の1の金額と低所得者に対する保険税軽減相当額の4分の3の金額を県から受け入れたものでございます。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。118ページ、下段から120ページをごらんください。款3民生費、項1社会福祉費、目6国民健康保険費、節28繰出金、備考中、国民健康保険特別会計繰出金11億円につきましては、一般会計から国民健康保険特別会計への繰出金でございます。

以上でございます。よろしくご審査、ご指導賜りますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

款3民生費、項1社会福祉費、目5国民年金費、目6国民健康保険費についての質疑を願います。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款3民生費、項1社会福祉費、目5国民年金費、目6国民健康保険費についての質疑を終結いたします。

以上で市民部所管のものについての質疑は終了いたしました。以上で各部所管のものについての質疑が終了するまで、討論、採決

は保留いたします。

ここで休憩いたします。

午後 3時08分 休憩

午後 3時10分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、福祉部所管のものについて、担当課長より順次説明を求めます。

なお、歳入は歳出に関連して説明を願います。また、経常経費の説明は省略をし、主なものについて簡潔に説明を願います。

まず、生活福祉課長。

概要説明

生活福祉課長 生活福祉課所管の平成20年度決算概要についてご説明いたします。

初めに、歳入の主なものについてご説明いたします。事項別明細書32ページから33ページをごらんください。款15国庫支出金、項1国庫負担金、目2民生費国庫負担金、節6生活保護費等負担金8億4,549万4,000円は、生活保護扶助費と平成20年度からスタートした中国残留邦人生活支援給付金の支出に伴うそれぞれ4分の3の国庫負担分の合計額であります。

続きまして、42ページから43ページをごらんください。款16県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金、節1社会福祉費補助金のうち、民生委員・児童委員活動費補助金1,625万9,900円は、

民生委員・児童委員活動に対する県の補助金であります。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。110ページから111ページをごらんください。款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費のうち大事業、地域福祉推進事業、中事業、地域福祉計画策定事業79万8,545円につきましては、社会福祉法第107条に基づく地域福祉計画策定に伴う印刷製本や策定委員会開催に伴う経費などであります。

続きまして、同ページの大事業、中国残留邦人生活支援事業2,641万560円につきましては、中国残留邦人等円滑な帰国の促進及び永住帰国の自立の支援に関する法律に基づき、平成20年度から実施いたしました。具体的には、市内に住む残留邦人とその配偶者、10世帯18人の方に対する生活支援給付を実施し、その他の支援給付を受けていない残留邦人2世帯を加えた12世帯を対象として、地域における交流などの生活支援事業を実施しました。

また、この事業を推進するため、中国語が話せる世帯支援相談員を配置し、残留邦人等の言語上の負担や精神的負担の軽減に努めました。

続きまして、130ページから131ページをごらんください。款3 民生費、項3 生活保護費、目2 扶助費11億6,436万5,225円は、生活保護世帯に対する生活扶助費を初めとする各扶助費の総計費であります。平成21年4月1日現在の被保護者世帯数は485世帯、その人数は718人となっており、平成20年4月との比較では39世帯が増加し、その人員は68人が増加しております。この増加要因

については、さきの総括質疑で取り上げられておりますので、詳細は割愛しますが、平成20年度第4・四半期での急増は年度間比較での増加に結びついております。また、平成20年度中の相談件数は延べ610件で、前年度の424件を大きく上回っています。

以上、生活福祉課の平成20年度の決算概要でございます。よろしくご審査くださいますようお願い申し上げます。

委員長　これより質疑に入ります。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費、項3 生活保護費についての質疑を願います。

安道委員　今の説明のところで、生活保護の相談件数が610件、申請件数が123件、開始が109件というふうなことで、相談件数に比べてその数が少ないように思うのですけれども、相談に対してどういった方向へと支援をしていったのか。

生活福祉課長　相談件数の610件につきましては延べの件数になっておまして、お一人の方が通常保護の申請に至るまでは、最低平均3回ぐらいはお越しになっています。延べ人数ですと610よりももちろん少ない人数になりますので、四百幾つという数字になろうかと思えますけれども、そのうち123件が申請に至ったということで、その他の方に対するお話なのですが、とりあえずこういう制度がある。あるいは、こういうことをしたらどうかというご指摘といたしますか、お話をし、まずそれで相談された方がやってみて、それでもだめな場合、数カ月後、相談に来られるケースがほとんどです。ですから、そこで申請をしなかったから終わりでは

なく、その方もやはり数カ月後、どんな状況が変わりますので、相談に来られるようなケースがほとんどですので、やはり相談に来やすい生活福祉課というのをやはりみんな職員が心がけて日々の業務を行っているというふうに思っていたきたいと思いません。

安道委員 相談件数がふえて、本当に多様な、大変になっているかと思えます。そういった点では、いろいろなほかとの連携をしたり、他の福祉関係と連携したり、いろいろ照会なさって、一定の努力をいただいて、それでも最後、そういったときにはきちんとやっていますというような意味合いだったと思うのですが、今人数がふえていて、職員が本当に大変だと思いますが、そのケースワーカーの負担という点で、件数、1人がどの程度受け持っているのか。

生活福祉課長 この数字につきましては、10月1日の数字を申し上げます。生活保護世帯数は511世帯です。それに対して、いわゆるケースワーカーは7名です。単純に割りますと、1人当たり73世帯を担当しているということになります。

以上です。

安道委員 かなり負担が大きいかと思いますが、1人増というのはありましたけれども、これからの見通しとしては増員を図るとかというふうな見通しなんかはあるのでしょうか。

生活福祉課長 今の見通しですと、当分の間は現体制、ワーカーが7人に査察指導員が1人、合計8人ですね。その体制でいきたいという

ふうに思っております。ただ、一つの基準として、国のほうでございまして、1人のケースワーカーが80世帯が一つの基準になっているわけなのですが、現実的には大分それを超えています。要は、定数もそうなのですが、やはり相談の件数はまた別にありますので、その辺の状況を踏まえて判断したいというふうに思いますが、当面は現体制でいきたいと思っております。

安道委員 それから、生活保護の母子加算が廃止ということになっているわけですが、その影響は。

生活福祉課長 母子加算の関係ですが、ことしの3月の支給の数字ということでお含みおきいただきたいと思えます。3月の数字ですと、母子加算を受けて受給していた世帯は25世帯になっております。その世帯が、母子加算が今現在はない状況ですので、その支給がされていないわけですが、仮にその25世帯が本来の母子加算の額、減額される前の額を受給したとなると、年間で母子加算の金額というのは六百六、七十万円になるだろうという試算はしております。これでよろしいでしょうか。

安道委員 本当に物価高で、生活できる支援だったのです。今国のほうでは、これを復活させるという動きが出ているので、様子を見ていくのかなと思えますけれども、もう一つ、リバースモーゲージ制度というのが新たに入っていますね。入間ではこれは様子を見ていくような状況のようですよ。今後はこれについてはどのように。

生活福祉課長 リバースモーゲージというのは、いわゆる高齢者の方が資

産をお持ちになっていて、その説明をしてよろしいでしょうか。

委員長 はい。

生活福祉課長 いわゆるその資産というのは、その方が亡くなりますと、子供たちに行くわけです。ただ、その高齢者の方が生前生活保護を受けていて、生活保護を受けているときには国や市の補助を受けていて、亡くなって資産が子供に行ってしまうと、すごく不公平になります。ですから、その方が生前のときから土地、建物、もっている建物を担保として、社会福祉協議会のほうから、いわゆるお金を貸し付けるような形。その方が亡くなったらその財産を処分するということで、そういう制度です。

入間市では、今現在、お一人準備中です。具体的には、市の社会福祉協議会から県の社会福祉協議会に、いわゆる書類はもう進達されていまして、ちょっと聞くところによりますと、近々にも県の審査会があって、多分11月ごろから、審査会が通れば支給されるのではないかという状況になっています。

その他、このリバースモーゲージを活用されようとしている方は、ちょっと今現在はおりません。一応そんな状況です。

向口委員 今のリバースモーゲージのことについてお聞きしたいのですが、私もそういう制度があるというのを最近知ったのですが、金額的に言うと、不動産担保ということだと、結構金額が大きいと思うのですが、それだけのものを要するに、貸し付けともまた違うのでしょうか、そういったものをばんといただけるわけですね。

生活福祉課長 はい。

向口委員 審査というのは厳しいのでしょうか。現実的にどうなのかと思
いまして。要するに、資産はあるのだけれども、生活費がないと
いう高齢者の方に、これまでお会いしたことが何回かありまして、
そういった場合に生活保護は受けられないし、かといって、生活
費がないというところで、では不動産を売却して生活費に充てる
のかとなると、またそれも本当に非常にもったいない話ですよ。ね。
そういった部分でちょっとお聞きしたいのですけれども。

生活福祉課長 ご質疑の内容というのは、まず生活保護を受けるか、受け
ないかのところにまずさかのぼると思います。生活保護を受ける
ためには、基本的には資産の処分とか、そういったものが基本的
には前提になりますが、ケース、ケースで、例えば資産を処分す
ることがやはりその生活保護を受けつつ、資産を持っているほう
が好ましいのではないかという判断の事例はたまにあります。で
すから、現行の生活保護世帯すべてが資産を持っていないかとい
うと、そうでもないのです。何件かはお持ちです。持っているこ
とが、やはりどちらかという、その人の今後の自立や生活には
いいのではないかというケースがあります。まず、それが1点目
です。

その中で、いわゆる高齢の方がおられます。なおかつ、その持
っている資産が500万円とか、たしかそういう金額だったと思
いますけれども、それ以上と見込まれるときに、その土地、鑑定士
さんが鑑定するわけですが、それを担保にして、生前に社会福祉

協議会のほうから長期の貸し付けを受けるという制度なのです。さっきもお話したように、その方、1件いらっしゃるということで、資産をお持ちになっているけれども、高齢になっていない方ももちろんおられますので、ごくごく限られるケースといたしますか、というふうには考えております。ポイントとしては、生活保護世帯全員が資産を売却しているのかということ、何件かは資産を持ちつつ受けているということがポイントになります。

安道委員 今、自立のためにこういうところをよく勘案してというふうなお話で、すべて資産を残すとかというのではなくて、十分に配慮していますというふうなことで、そういった点では対応していただいているのだなというふうなことが実態としてあると思うので、わかりました。

それで、同じようなケースですけれども、例えば車の利用なども自立援助、例えば仕事は車がなければできないというふうな状況もありますので、そういったときなど、あるいは障害を抱えているお子さんを持っていて、交通費が物すごくかかってしまうなんていうケースもあります。そういったときに特別に車なんかも、自立の一つの足がかりになるかと思えますけれども、そういった点の配慮とか、実態はどうなっているのですか。

生活福祉課長 先ほどの資産の活用と同じなのですが、まず極端な話、私が判断するわけではありません。所内で部長以下で担当のワーカーが8人入って検討会議を開いています。それはリバースモーゲージも、車の所有も同じような形でやっています。

車の所有については、いわゆる障害をお持ちの方とか、いろいろな条件がありますので、ここではちょっと割愛しますが、車の排気量とか、あるいは頻度、お医者さんにかかっている頻度とか、あるいは、例えば昔は養護学校と言いましたけれども、今は支援学校ですか、そちらのほうにバスが行っていないとか、いろいろなケースがありますので、そのケース、ケースによって、先ほどお話しした検討会議でいろいろな意見を出し合って結論のほうは出しています。

安道委員 実態としてあるのか。

生活福祉課長 車の所有ですか。

安道委員 はい。

生活福祉課長 それはあります。そういう相談件数もふえていることも、もともとの相談もふえていますが、車の所有に関するこだわりといますか、状況によるこだわりですね、その辺の相談はふえていることは事実です。

野口委員 では、生活保護の関連が出ましたので、報告書106ページの保護開始理由に稼働者、失業というのがありますよね。この15人、この年齢構成というのはどういう状況なのですか。

生活福祉課長 15人ということで記入されております。つけ加えますと、ことしの1月から3月、第4・四半期、これは15人のうち7人がこの第4・四半期になっています。直接年齢のお答えになるかどうかわかりませんが、いずれにしても派遣社員といますか、記憶の中でも比較的若い方ですので、高齢、お年を召した方の相談

というのは、それほどない。ほとんど若い方というふうにお考え
いただきたいと思います。

野口委員 こういう若い、可能性の高い方が、今の状況で勤め人というか、
採用されないということで、蓄えもなく生活保護ということになる
と思うのですけれども、こういった人は、いわゆるケースワ
ーカーでの生活相談と違って、就職という、そういう世話というか、
必要だと思うのです。ある自治体では、そういう就職専門のケー
スワーカーかどうか知らないけれども、その部署に就職の世話、
いろいろな紹介から面接の受け方から、そういったものを置いて
いるところもあるのですけれども、入間市ではそういった就職、
こういった生活保護になりそうな人の就職という面での動きとい
うか、担当というのはどうですか。

生活福祉課長 いわゆる就労支援相談員と申していますけれども、その職
員と申しますか、その方の配置は既に3年ほど前から行っており
ます。現行でお話ししますと、その就労支援相談員プラス、こと
しから副参事が生保専門になりましたので、副参事のほうでも職
安との連絡をとって、基本的には2人体制でやっています。ただ、
現実的に、いわゆるご存じのように職安に行かれてもなかなか仕
事が結びつかない状況もあるわけです。ですから、最終的にはデ
ータの量が違いますので、職安と一緒にについていたりとかいう
ことが多いです。

それと、もう一点は、生活保護を受けている方を自立させるた
めの特別な就労支援のルートがあります。これは県の事業なので

すが、それに寄せて、マンツーマンで就労までこぎつける件数、それを目指すのが多くなっています。

野口委員 変わりました、決算書では111ページで地域福祉計画ですね。

これでき上がったものがどういうところに配られたのですか。

生活福祉課長 印刷したのは750部を印刷しました。これは今ちょっと持ち合わせしていませんが、そのうちの600部以上は、もちろんいろいろな町内もそうですし、9つある近隣助け合いの方とかですね。地域福祉自体が社会福祉協議会が最終的には推進主体になりますので、社協のボランティアの方とか、そういったところにもお配りして、六百数十部はそういったところにお配りしております。

野口委員 報告書で、どこだったかな、浸透したという評価があったのですが、済みません、ちょっと目を離したら。どこかありましたよね。それは前提、何ページだか、皆さんわかっている。

〔(78ページ) と言う人あり〕

野口委員 それで、私の勝手な評価なのですけれども、関係者、つまり委員だけではなくて、地区の話し合いをしたとか、いろいろなイベントか何かでそういう飛び回ったとか、そういう面で浸透しているのです。ただ、やっぱり地域的に広く浸透しているかといったら、地域福祉という名前もわからない人が多いので、これからその地域福祉ということを広めるにはどうしたらいいかということとは、このときにも考えていると思うのです。どういう状況ですか。

生活福祉課長 この地域福祉計画づくりが始まったのは平成19年の3月からです。それまでは市民の方で地域福祉の研究会という組織がありまして、その研究会に入っている方はみんなご存じでした。しかしながら、地域福祉という言葉の存在すらわかっていなかった状況で、この計画づくりがスタートしました。それから2年をかけて、ことしの1月に計画ができ上がったわけですが、その間、いろいろな活動しまして、市民の方にもご協力いただいてPRして、この過程の中で、少なくとも2年前よりはずっと、地域福祉とは何ぞやということが議論されるようになってきたと思うのです。それが1点目です。

2点目、きょう午前中も打ち合わせしたのですが、9つの地域に分けて、いわゆる今までの近隣助け合いの地区ですね。これから地区展開をしたいと考えています。東藤沢、そして西武、東金子、この3地区については、いわゆる地域の中で地域福祉活動を推進していこうという動きが始まっております。先ほどから地域の中の浸透ということがありましたが、考え方としては、やはり計画づくりの中で2年間かけて浸透させて、これからも1カ月、2カ月という単位では浸透はできない。やはり地域の中で口伝えで、あるいはいろいろな機会を得て、地域福祉の必要性、10年先、15年先は絶対必要になるということをみんなでPRしていくことが大事だと思っております。実は、きょうの午前中に東藤沢との打ち合わせもそうで、主体は住民であるという前提で、ではこれからどういう地区展開をしていこうかという話をしたのですが、

やはりこれからいろいろな方法を考えて住民の中に浸透させていく。それなりに時間はかかるのではないかと考えています。とりあえず3地区始まっていますが、なるべくそういった動きが、いろいろな地区にいろいろな地区独特の形があると思います。それを協議し合いながら、時間をかけてやっていく必要があるというふうに考えています。

以上です。

向口委員 この報告書のほうなのですからけれども、77ページなのですが、民生委員・児童委員活動支援事業ということで、報償金とあと補助金、それから活動の内容、件数ですね。そういったものがここに出ているのですが、市民の方とお話をしていると、本当に民生委員さん、個々にすごく差があるというご意見をよく伺うのです。それで、例えばこういうような活動、民生委員さんが活動されて、それに対する報告のようなものというのとは違っていらっしゃるのでしょうか。

生活福祉課長 実は、先ほどもお話ししたように、民生委員さんは9つの地区に分かれております。毎月第1水曜日にその地区の代表が集まりまして、市役所の中で今月の連絡事項とか、依頼事項とか、いろいろなお話をします。その水曜日に行った会議の内容をその週の後半、大体土曜日が多いようですけれども、地区に持ち帰って、地区の民生委員さんがそこで集まります。その際、その前月の活動記録、これは切り離す様式なのですが、自分が前月にどんな活動を何回したかとかいう報告をその地区の会長に提出するこ

とになっています。いわゆるこのお手元にある77ページの数字というのは、その数字というのはその累積で成り立っているということが1点。

もう一つは、当然皆さん集まりますので、ベテランの方もいれば、新任の方もいらっしゃいます。そこで、個々の民生委員さんの悩み事、どうしたらいいかという相談といいますか、調整もされているようです。

以上です。

向口委員 では、その民生委員さんの活動の内容を統括して、こういう相談があって、こうだった、ああだったというような具体的なそういう内容のことに関しての検討するというのは、民生委員さんの中で行われるということで、こちらの生活福祉課さんのほうでは、そういったことにどうなのでしょう。結構立ち入られるのでしょうか。

生活福祉課長 順番としては、こういうふうにお考えいただきたいと思います。民生委員さん、それぞれ地区を抱えています。大体平均250世帯。それで、隣の地区の担当がベテランであれば、その方に相談すると思います。民生委員活動という視点での相談、そこで解決する場合があります。その担当の民生委員さんが、例えば包括と調整して解決する問題もあります。それと、2段階目としては、さっきお話しした定例会で自分が抱えている問題をどうしたらいいでしょうかという質問をするわけです。それに対して、皆さんから、こういうふうにしたほうがいいのかというこ

とによって解決する問題もあります。

うちのほうには、すべてのその会議の内容、出された問題が来ているわけではありませんが、当然その抱えている問題の中には、かなりヘビーなものもあったり、あるいは複合的な問題を抱えていることがあります。その場合には、ほとんどの場合は私のところに来たり、あるいは担当の所管のところに来ます。そこで、何と何と何の情報が必要かというのを集約して、そこの担当の職員とカンファレンスをしたりということで、かなり複合的かつヘビーな問題に関してはそういうふうに対応しています。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費及び項3 生活保護費についての質疑を終結いたします。

次に、児童福祉課長より概要説明をお願いします。

概要説明

福祉部参事兼児童福祉課長 平成20年度決算のうち児童福祉課の内容についてご説明申し上げます。

まず、歳入についてでございますが、歳入決算書事項別明細書の22ページから23ページをお願いいたします。款14 使用料及び手数料、項1 使用料、目2 民生使用料、節2 児童福祉使用料、学童保育室保育料6,874万4,500円は、保育料の改定を行ったこと及び入室児童数の増加によりまして、前年度対比で2,511万8,000円、

率にして57.58パーセントの増額となりました。

続きまして、歳出でございますが、122ページから123ページをお願いいたします。目1 児童福祉総務費、中段の大事業、次世代育成支援行動計画策定事業153万5,737円は、次世代育成支援行動計画の後期計画策定のための基礎資料を収集するため、小学校3年生までの児童のいる2,500世帯を対象としてニーズ調査を実施いたしました。

また、その下のほうの大事業、母子家庭自立支援事業918万3,300円は、母子家庭の自立を支援するため、職業能力開発のための講座受講料の一部を教育訓練給付金として、また看護師等の資格取得期間中に高等技能訓練促進費を支給し、母子家庭の自立のための経済的支援を行いました。

続きまして、128ページから129ページをお願いいたします。目6 乳幼児医療費の大事業、乳幼児医療費扶助1億8,345万6,586円につきましては、健康保険法等の改正により、3歳から就学前までの児童の医療費の一部負担金の負担率がゼロ歳から2歳までと同様に、3割負担から2割負担となったことなどによりまして、決算額は前年度比較して2,286万792円減少いたしました。率にして11.08パーセントの減少でございます。

続きまして、目7 子育て応援特別手当費の大事業、子育て応援特別手当支給事業は、中事業、事務費25万8,484円で、これは手当に関するPR用のパンフレットの印刷製本費でございます。このほかにつきましては、平成21年度へ繰り越しをさせていただい

ております。

以上が児童福祉課決算の概要説明でございます。どうぞよろしくご審査くださいますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

款3 民生費、項2 児童福祉費についての質疑を願います。

安道委員 今説明がありました学童保育のほうなのですけれども、学童保育料、大幅な引き上げなことで、保育料の引き上げの影響について、以前一般質問のときには、途中なので長期の方が多いのだというふうなことで、年度末になれば解消するお話だったのですけれども、状況はどんなふうになっていますか。

福祉部参事兼児童福祉課長 保育料の収入未済額は平成20年度は43万2,000円と、平成19年度に比較しまして10万8,000円増加しておりますが、平成19年度は月額4,500円の72月分、平成20年度は3,000円の4カ月分と7,000円の60月分の計64月分ということになっております。現年度分の収納率は99.26パーセントから99.37パーセントと、0.11パーセントでございますが、増加しておりまして、一定の理解は得られているものと考えております。

以上でございます。

安道委員 そうしますと、利用者のほうから声として保育料が引き上げられて苦しいといったような、そういった声というのは特にはないでしょうか。

福祉部参事兼児童福祉課長 特にはございません。

安道委員 また、各施設ですけれども、定員が超過しているような施設は

何件あるか。

福祉部参事兼児童福祉課長 この4月期でございますが、3施設でございます。豊岡学童保育室、西武学童保育室と扇学童保育室の3施設、4月でございます。

安道委員 そういうふうに超過している施設、あとまた入りたくても入れないというふうな、待機待ちというふうな状況はあるのでしょうか。

福祉部参事兼児童福祉課長 学童保育室については待機はございません。

安道委員 そうしますと、パートの方でも申請すれば入れているという状況だということでしょうか。

福祉部参事兼児童福祉課長 はい。その要件に合致すればです。

安道委員 また、施設のほうなのですけれども、老朽化も進んでいるのだと思いますが、以前にもその老朽化施設等々があるわけで、そして学童保育を利用する子供たちは年々増加しているという実態からも、長期的にやっぱり改修計画、あるいはそういった計画、見直しを持つ必要があるのではないかということも以前にも言いましたけれども、その辺の検討というのは今されているのか。やっぱり計画はつくる必要はないという判断なのか。その辺、どうなのですか。

福祉部参事兼児童福祉課長 これにつきましては、特に学童だけでということではなくて、今後次世代育成支援の後期計画の中で検討してまいりたいと思っております。

安道委員 ぜひそういった点、それから総合的な視点も必要かと思えます

けれども、検討のほうを希望しますけれども。

あと、時間延長が行われました。そういった点では、その利用の状況はどうなのでしょう。

福祉部参事兼児童福祉課長 時間延長の申請者数は合計で364人でございます。内訳としましては、夕方6時半までの延長希望者が48人、それから学校休業日、朝8時からの希望者が129人、両方の希望者が187人となっております。

安道委員 そうしますと、夏とか長期休業中などは、朝早くなったということも助かっているのかなというようなこと、数字から見れますけれども、年齢拡大ということでも、この間、今施設の状況を見ると年齢を引き上げるというのは困難な状況もあるかと思えますけれども、要望も相変わらずあるわけで、その辺の検討は、さっきの施設の改修とあわせて、そういった検討も必要かと思えますけれども、いかがでしょうか。

福祉部参事兼児童福祉課長 おっしゃるとおり、今の施設では保育年齢の拡大というのはなかなか難しいところですがけれども、今後の検討の中で、子ども未来室の中で、教育委員会と福祉部の中で学童についての検討もやっていくことになっておりますので、そういった機会も利用して検討させていただきたいと思っております。

野口委員 それでは、保育所の保護者負担金、保育料、これが報告書23ページに収納状況あるのですけれども、未収額というか、現在、今期は別として、1年以上というか、払っていない人というのは人数では何人というふうにとらえていいのですか。

報告書の23ページに負担金収納状況の表がありますもので、金額が書いてあるので、この人数に換算すると何人ぐらい、1年以上払っていない。

福祉部参事兼児童福祉課長 1年以上。

野口委員 1年以上。

福祉部参事兼児童福祉課長 例えば平成18年度の滞納者はお一人とか、そういう形によろしいのでしょうか。近いほうからいきますと、平成20年度の滞納者が、済みません、保育所ということですね。

野口委員 だから、1年以上、これは約50人前後とか、そういうのでいいですよ。1年も払っていない人が何人ぐらいいるのかということを知りたい。1年だとやりくりがあると思うので。

福祉部参事兼児童福祉課長 年度ではちょっと、金額でしたら件数とかいうことは。

野口委員 件数をお願いします。

福祉部参事兼児童福祉課長 50万円以上が27件です。それから……

野口委員 いいです。50万円以上が27件という、いい情報が入りましたので、ここで聞きたいのは、つい最近の新聞で、志木市は強制という法的な手続をとるといって出ていましたけれども、50万円以上27件、これは一件一件当たって、本当に払えないのか、調べるべきだと思うのです。そういう調査はなされていますか。

福祉部参事兼児童福祉課長 過去に、これまで累積しておる方につきましては臨宅徴収ということで、休日あるいは夜間等、お宅にお邪魔して払っていただくようにということのお願いということでお伺

いしてということはやっております。

野口委員 税金については、給料差し押さえというのはかなり、すべてのところはわからないのですけれども、件数はありますよね、パーセンテージは別として。保育料については、給料差し押さえ、まだやったことがないのですが、これは検討されていますか。

福祉部参事兼児童福祉課長 保育の担当の部門というのは、そういった税法上の知識、ノウハウがないものですから、そのノウハウを持って収税課と今協議をしまして、また保育のシステムも理解をして、収納が一つのパソコンで、今まで複数のパソコンでないとなかなか出ないような不便な状況がありました。その部分も解消できましたので、またきょうの新聞にあったとおり、県内で8市やっているとということです。そういった先行して行っている市にも行って、状況をお伺いして研究をさせていただきたいと思っております。

野口委員 また別件で、資料の22、この待機児童数、この表の見方ですけれども、平成19年度末が総合計83人が、最新平成21年9月、19人減っているというのは、私も勉強不足だけれども、これだけ減るといふ、その動きといふのはどういう理由によるものかといふのを教えていただけますか。資料の22。

委員長 83名が19人に減った動向理由ですか。

野口委員 はい。

福祉部参事兼児童福祉課長 83人は平成20年度末の人数で、最新というのが9月で19人、4月が一番少なくて、だんだん、年度末に行くに

つれてふえてまいる形になりますので、9月のほうが年度末よりは少ないという形になります。平成21年4月が7人だったのが、現在9月になって19人、それが年度末にいくに従ってだんだんふえていく。

野口委員 ということは、83人だった人が、ちょっと待てばどこかに入っていくって減っていくということで、ということ動きなのですか。

福祉部参事兼児童福祉課長 平成20年度末で83人いらっしゃった方が、4月の新規入所のときにほとんど入ってしまっていて、4月には7人ということになった。

野口委員 そういえば4月に少ないというのは思い出しましたが、ということは、夏まで80人まで伸びているということは、途中入所はやれないから、4月でないと入れないというシステムになっているのですか。それをお聞きしたいのですが。

福祉部参事兼児童福祉課長 保育所については、毎月1日入所をやっております。ですが、やはり4月に入れるだけ精いっぱい入れておりますので、その後の年度中、毎月1日入所は、何人かがやめられたり、あるいは4月の時点で年齢の枠によっては、あいてるところに入る方、部分的なというのですか、少数の方が入るような形になります。そうすると、どうしても待機がふえていってしまう。

野口委員 それで4月にどっと入れるというのがちょっとわからない。私
が頭が悪いのかな。誤解している。

福祉部参事兼児童福祉課長 子供の年齢が上がると、1人の保育士が見る

児童の数が多くなりますので、年長さんが30人とか40人がどっと抜けますので、その分、持ち上がってたくさんの方が入れるような形になります。

野口委員 就学、三、四歳ではなくて、小さい子については、やっぱり枠があるわけですね、小さい子の。そういった枠については、すぽっと抜けることがないから、4月でみんなが入れるという状況では、逆はないということなのですか。常に入れるようなことは。

福祉部参事兼児童福祉課長 おっしゃるとおり、小さいお子さんについては枠が狭いということで、待機児童のほとんどは1歳児や2歳児とかで、そういう低年齢児が多くございます。国の基準で、ゼロ歳児は子供3人に対して保育士1人、1歳児は、それは6人に対して1人という、倍になるということでもありますので、年齢が1歳上がると枠が緩くなるということになります。

関谷委員 関連しまして、保育所の待機児童なのですけれども、入間市は近隣市と比べるとかなり成績が優秀で、待機児童が少ないのですけれども、この理由はどんなところにあるとお考えでしょうか。

福祉部参事兼児童福祉課長 前期の次世代育成支援行動計画の該当期間の平成17年度からの数字だけで申し上げますと、この間、施設整備あるいは経営の拡大ということで、5施設で計220人の定員拡大を行っております。なお、この間、平成18年に西武保育園の廃園、定員85人がございましたので、差し引きますと135人定員を拡大いたしました。そのほか、平成21年度からではございますが、家庭保育室の保護者負担の軽減等を行って待機児童の解消に努めて

おります。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款3民生費、項2児童福祉費についての質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

午後 4時00分 休憩

午後 4時02分 再開

委員長 会議を再開いたします。

引き続き、福祉部所管のものについて、担当課長より順次説明を求めます。

なお、歳入は歳出に関連して説明を願います。また、經常経費の説明は省略をし、主なものについて簡潔に説明を願います。

まず、障害福祉課長。

概要説明

障害福祉課長兼障害者活動センター所長 それでは、障害福祉課所管の決算概要について、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

まず、歳入の主なものとしましては、32から33ページ、款15国庫支出金、項1国庫負担金、目2民生費国庫負担金のうち、障害者自立支援給付費負担金3億3,273万4,209円、及び40から41ページ、款16県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金の障害者

自立支援給付費負担金 1 億6,636万7,104円につきましては、歳出の112から113ページ、目2 障害者福祉費の中事業、自立支援給付費事業のうち介護給付事業から下にいきまして、特定障害者特別給付事業までの6つの事業に対する国、県の負担金でございます。負担割合は、国が2分の1、県が4分の1でございます。

申しわけないのですけれども、戻りまして34ページから35ページ、款15国庫支出金、項2 国庫補助金、目2 民生費国庫補助金のうち、地域生活支援事業費補助金3,021万3,000円、及び44から45ページの款16県支出金、項2 県補助金、目2 民生費県補助金の地域生活支援事業費補助金1,510万6,000円につきましては、申しわけございません、歳出の112から113ページの中事業、地域生活支援事業に対する補助金で、国庫補助金の算定基準は、基本的には市の人口を勘案し、予算の範囲内で補助する統合補助金で、県補助金は国の2分の1でございます。

次に、歳出のうち、主なものにつきましてご説明申し上げます。同じページの112から113ページの自立支援給付事業では、障害者自立支援法の抜本的見直しの緊急措置として、4月から報酬単価が約4パーセント引き上げられ、また7月からホームヘルプ事業や通所系サービスの利用者負担限度額が、4分の1から8分の1に引き下げられ、事業者の経営基盤の安定化や利用者負担の軽減が図られました。また、地域生活支援事業の相談支援事業では、10月1日から市庁舎B棟3階に障害者相談支援センター、愛称りぼんを開設し、障害者の相談支援の充実を図ることができました。

なお、平成21年度から23年度の3カ年を計画期間とする入間市障害者プラン絆と連帯を作成いたしました。

以上で概要説明を終わります。よろしくご審査賜りますようお願いいたします。

委員長　これより質疑に入ります。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目2 障害福祉費についての質疑を願います。

小出委員　報告書の82ページ、りぼん開設、平成20年11月1日にりぼんを開設したということなのですが、開設後の利用状況とか成果についてお聞きしたいのですが。

障害福祉課長兼障害者活動センター所長　利用状況につきましては、10月1日から平成21年の3月末の半年間でございますけれども、相談の延べ件数が703件、月当たりおおむね117件の相談がございました。

障害別を見ますと、精神障害者とその半分の400件、それから次に知的障害者214件、身体障害者が159件というような状況でございました。

また、相談の内容としましては、不安の解消とか情緒の安定、そういうふうなものが407件、あと障害福祉サービスの利用、あるいは健康医療、あと家族関係、人間関係、こういうものが主な相談の内容でございました。

あと、支援方法としましては、来所相談が約254件でしたけれども、電話相談も257件と、このような状況の利用状況でございます。

ました。

半年間を通して見ますと、この設置に当たりましては、自立支援協議会で約1年をかけまして、入間市の相談支援センターのあるべき方向を探っていただき、それでご意見を集約していただきました。そういう中において、駐車場あるいは交通の利便性等を主にいたしまして、結果的に市役所のほうに設置いたしました。その分、非常に来所相談が他市の相談支援センターに比べると多いのが特徴かと思っております。

また、市役所内にありますので、そういう方たちは生活保護とか高齢の方もいらっしゃいます。そういう面で、相談が終わって即対応できるような体制がとれたということで、また保育園とか学校、自治会、地域包括支援センター、いろいろなところからの相談も寄せられまして、その方たちと連携して支援に当たれたと、そういうふうな形で、今後のネットワークづくり等にも、この半年間で大分成果が上げられたのではないかと、そういうふうに総括しております。

以上です。

野口委員 報告書の80から81ページ、いわゆる自立支援給付事業と地域生活支援事業、いわゆる社会資源というか、サービスというか、その利用について確認したいのですけれども、これは結果なのですよ。どれだけ利用したか。いわゆる障害者福祉計画、それにのっているように、一定の量を確保するという方針もありますけれども、実際平成20年度は利用しにくい、足りないとかいうような

実態はどこかにあったかどうか。これは把握されていますか。

障害福祉課長兼障害者活動センター所長 利用の量につきましては、非常に個別的なサービスになりまして、介護とか、あるいは訓練等給付費とかございますので、非常に細かい数字になってしまいますので、ただ、平成19年度と比べて、それほどの利用量の変化はなかったかと。やや増加傾向でございます。ただ、先ほど申しましたように、報酬単価が上がりましたので、決算数値では5,600万円程度の市としての支出負担増と。また、7月から行われました利用者負担の軽減、特に世帯の見直しがございます、今まで世帯全員の中で課税者がいると課税世帯というものが、本人と配偶者のみを勘案してのものになりまして、非常に非課税世帯が多くなりましたので、利用者の利用者負担は相当な軽減が図られたというふうな現状がございます。

以上です。

野口委員 ちょっと実態自体が違って、今まで障害者本人が、利用主体がそこにあるとか、ないとか、いろいろな理由でね。例えば、簡単に言えば、移動支援事業を利用したいのだけれども、近くに事業者がないとか、日中一時支援事業もそうですよね。あと、自立支援給付でも介護給付事業でも訓練給付でも、行きたいけれども、満杯で行けないとか、そういう実態について。つまり、障害者福祉については、制限があるにしても利用できるものは利用して自立するというのが理想というか、あれですから、やっぱり実態について、利用したいのだけれども、利用できないというものを把

握しなければいけないので、そういったものというのは把握は努められていますかということをお聞きしたいのですけれども。

障害福祉課長兼障害者活動センター所長 全体的に見ますと、そのような苦情とか、ございません。ただ、移動支援事業につきましては、団体さんからの要望等もございまして、要するにガイドヘルプの方からの要望がございまして、なかなかこのガイドヘルプ事業する事業者が少ない。その中で視覚障害者の方たちの移動、社会参加については、今社会福祉協議会のほうでガイドヘルプ事業を実施していただいているのですけれども、やはり量的に少ない。今年度あたりは社会福祉協議会で、そういうふうなガイドヘルプのあいあいさんというグループが研修を実施しておりますので、またそういう中から、今度事業に向けての人が出てきてくれればありがたいと、そういうように考えております。

野口委員 ですから、社会資源の制度は大事なわけけれども、今度量的なものも大事で、こういう決算においては、決算というか、年度ごとにやっぱりそういうようなのを見て、社会資源の整備の資料とか材料に情報としてなるように把握していただきたいというのと、ちょっと細かいことになるのですけれども、知的障害者職親委託事業、これは1人なのですよね。余り少な過ぎて。これについては1人というのは、何かほかの希望者があったわけけれども、できなかったのか。それとも、そういう手を挙げた人がその方1人だけだったのか。これだけお聞きしたいのですけれども。

障害福祉課長兼障害者活動センター所長 職親委託事業につきましては、

ここ数年間、同じ方がやっている。年々かわるという状況ではございませんで、また応募のほうもないと。引き続き1名の方が、二本木の養豚場のほうの方が職親になっていただいて実施しているというのが現状でございます。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款3民生費、項1社会福祉費、目2障害福祉費についての質疑を終結いたします。

次に、高齢者福祉課長より概要説明をお願いします。

概要説明

高齢者福祉課長 高齢者福祉課所管のものについてご説明申し上げます。

初めに、歳入でございますが、歳入決算事項別明細書の40、41ページをお開きください。款16県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金の備考欄の一番下になりますが、保険基盤安定負担金8,588万9,250円は、平成20年度から後期高齢者医療制度がスタートし、その保険料均等割の7割、5割、2割の軽減に対して、県が4分の3を負担するものでございます。

次に、72、73ページをお開きください。款21諸収入、項5雑入、目1雑入の備考欄、76後期高齢者医療広域連合特別対策補助金454万9,450円は、後期高齢者医療被保険者に対して入間市が人間ドック、脳ドック及び保養所助成を実施したことにより、その費用に対して補助金の交付を受けたものでございます。

次に、歳出になりますが、118、119ページをお開きください。
款3 民生費、項1 社会福祉費、目4 老人福祉センター費、大事業、
用地取得事業1億3,379万9,257円は、借用していた老人福祉セン
ターやまゆり荘の所有者の方が死亡したことによりまして、契約
条項に基づき、相続人から、買い取りしてほしいというような要
望がありまして、用地を取得したものでございます。

次に、120、121ページをお開きください。目7 老人保健費、大
事業、老人保健特別会計繰出金は前年度対比で4億4,000万円の
減額となりますが、平成20年度に後期高齢者医療制度に移行され
たことによるものでございます。

次に、目11後期高齢者医療費、大事業、後期高齢者支援事業及
び健康診査事業は、老人保健制度から後期高齢者医療制度に移行
したため、国民健康保険が実施していた人間ドック、脳ドック、
保養所助成及び健康診査の助成を同様に引き続き実施したもので
ございます。

以上が高齢者福祉課所管の主なものでございます。よろしくご
審査賜りますようお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目3 老人福祉費、目4 老人福祉
センター費、目7 老人保健費、目8 介護保険費、目9 居宅介護支
援事業費、目10地域福祉基金費、目11後期高齢者医療費について
質疑を願います。

宮岡治郎委員 目4 老人福祉センター費です。今、ご説明があった用地取

得事業について、報告書の90ページの一番下のほうに、見ますと不動産鑑定をなさっているようですけれども、面積はどのくらい、次のページに書いてありました。面積はわかりました。

では、この土地は用途地域というか、市街化調整区域ですか、市街化区域ですか。

高齢者福祉課長 市街化調整区域になります。

小出委員 目3の老人福祉費のことで、報告書の86ページのシルバーサービス券のことなのですけれども、市民の要望で、これは、あんまとかマッサージ、タクシーというのを割り当てられているのですけれども、もう少し、マッサージは要らないけれども、タクシーを使いたいとかという声、あるいはその逆もあると思うのですけれども、そういうのがあるのですけれども、その辺は融通をきかせるというか、調整することはできないのでしょうか。

高齢者福祉課長 確かに、あんま、マッサージのほうは使わない、あるいはタクシーのほうが必要だというような話は時々お聞きすることはあります。しかし、このシルバーサービス事業の中で、タクシーを希望する方にはタクシー券を発行する、あるいはあんま・マッサージのほうが必要だということで、それを発行するということにつきましては、今の事務の形からいきまして、個々にその必要性に基づいて発行することがちょっと不可能な状況でありまして、その一体的に一つのサービスとして現在は補助をしているというのが現状でございます。

安道委員 報告書の84ページの各事業のところなのですけれども、ねたき

り高齢者等介護手当の支給者が94人（月平均）と出ていますけれども、ここ数年、この介護手当の部分については、増減という推移はどのようになっているのでしょうか。

高齢者福祉課長 平成19年度につきましては1,010件です。平成20年度につきましては1,125件。月平均で申し上げますと、平成19年度が84件になります。

平成16年度につきまして1,260、月平均ではちょっと出してございませんで、申しわけありませんが。それから、平成17年度、1,290、平成18年度、1,083。

以上でございます。

安道委員 そうしますと、急激にふえてもいないけれども、若干増加傾向にあるということなのかなと思いますけれども、この手当についてなのですけれども、申請手続等々、本人申請というふうな形になると思うのですが、どういう手続で行われているのでしょうか。

高齢者福祉課長 この手当につきましては、地域包括支援センターが市内に9カ所ございます。そういったところで相談等を行った際に、その中で手続ということになっておりますので、よろしく願いいたします。

済みません。あと、直接という部分もございます。

安道委員 そうしますと、なかなか、今在宅で一生懸命頑張っている方がふえている傾向にあるかと思うのです。本人はこういう制度について、なかなかわかっていなかったり、また自分が該当するかどうかというのはなかなかわからないような状況もあるのかなとい

うふうに思うのですが、そうしたケアマネさんとかが具体的にはこれを援助する、こういう制度がありますよと紹介して手続とるといような形になっているかとは思うのですけれども、対象になる方には、漏れなくと言ったら変ですが、そういうふうな声はかかっているのでしょうか。

高齢者福祉課長 周知に関することというふうに思いますけれども、このパンフレット等につきましては、市の窓口のほうに置いてあるわけですが、そのほかに地域包括支援センター、そういったところにも置いて、高齢者の方がよく相談に訪れるわけですので、そういったところでそういった形での相談があれば、手当がありますよというように周知をしていただいていると。それから、今後の話になりますけれども、ケアマネジャーあるいはホームヘルパー等、そういった方の会議等もございますので、そういった中で、また手当についても、このねたきり手当以外につきましても、市の福祉サービス等周知していきたいというふうには思っております。

小出委員 報告書の86ページの地域包括支援センターのことなのですが、地域包括支援センターに相談件数はどのぐらいあるのでしょうか。

高齢者福祉課長 86ページのことですが、在宅介護支援センターになりまして、地域包括支援センターとは別になります。

委員長 小出委員、でも地域包括支援センターのことで聞いていらっしゃるのでしょうか。

小出委員 地域包括支援センターでお願いします。

委員長 それでは、在宅介護支援センターではなくて、地域包括支援センターの相談件数を、全体的でよろしいのですか。

小出委員 そうです。

〔(介護保険……) という人あり〕

委員長 では、明日。

野口委員 では、ちょっと知りたいという質疑なのだけれども、84ページの自立生活支援事業という中で、内容の中で養護老人ホーム等入所措置がありますよね。措置するからにはよっぽどのことがあると思うのだけれども、どういう理由で6人の方が措置されているのか。

あと、世相を反映して、そういうので、数年間、推移はどうなっているのですか。

高齢者福祉課長 措置のどういう理由かということですが、身体上、もしくは精神上、また環境上の理由により、経済的な理由も含めまして、自宅での生活が困難というようなことで、養護老人ホームに措置をするわけですが、その中には虐待等も含まれております。

件数でございますけれども、平成19年度が5人、平成20年度が6人になっております。

済みません。ちょっとそれ以前のは資料がございません。

傾向としましては、大体そのぐらいの推移で来ております。特に5件から7件ぐらいの中で来ております。

野口委員 ちなみに、これは国からお金が出ているのか。それとも市費で

すか。結構高いのですけれども。

高齢者福祉課長 これにつきましては市費になっておりまして、また利用者の方から所得等に応じて負担をいただいておりますけれども、市の負担ということです。

野口委員 では、次、報告書86ページのシルバーサービス事業において、評価のところ、利用率はタクシー利用で39パーセント、あんまについては結構高いということによろしいのですか。

高齢者福祉課長 対象者が1万2,625人に対しまして、利用率が5.85パーセントになっております。

野口委員 これは、評価というか、存在趣旨というか、制度趣旨にも絡むのですけれども、高齢者の健康増進、経済負担の軽減を図るということだけでも、高齢者の健康増進を図るというものになっていないという評価になってしまうのですけれども、余りにも、5パーセント台だと。制度趣旨がゆがむというような、こういった決算を見て、評価はありませんか。

高齢者福祉課長 この制度につきましては、現在、行政改革長期プランの中で前期実行計画というのがございまして、その中で見直しというような形で、現在見直しをしているところでございまして、確かに利用率等考えますと、やはり今後高齢化が進む中でどのような施策を考えるかということを考えますと、やはり見直しについてはしていかざるを得ないのかなというふうに思っております。これにつきましては、今後、高齢者福祉審議会等のご意見をいただきながら検討してまいりたいと思います。

委員長　ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長　この際、暫時、副委員長と交代いたします。

副委員長　それでは、暫時、副委員長の職務を行いますので、よろしくお願ひいたします。

質疑を行います。

永澤委員　報告書の88から89ページの老人クラブの補助金についてなのですが、ここ数年の推移がわかりますでしょうか。加入者数。

高齢者福祉課長　詳しい資料はございませんが、老人クラブのクラブ数に對してと、あと加入者の老人クラブの会員数、それらによって補助金を出しておりますので、若干下がっている部分もあるかもしれませんが、ほぼ横ばいの状況というふうに感じております。

永澤委員　先ほど73歳以上の対象者数で1万2,625人いらっしゃるということだったので、60歳以上になると相当な対象になる、老人クラブに入れる方というのは非常に多いのではないかなと思うのですけれども、それに対して今ここに5,259人ということで、大変少ないというのは、やはり60歳になってすぐに老人クラブに入るといふ方は非常に今少ない状況だと思うのですけれども、ずっとこれ老人クラブという名前がどうなのかとかということで、さまざま、福祉計画の中でもずっと問題になっている部分ではないかなと思うのですけれども、今後これについて、今もう四、五年、もつとですかね。対策を、どうしよう、どうしようって考えていらっしゃると思うのですけれども、何かこれはこのまま、ずっとこ

のままになってしまうのか。何か考えていらっしゃるのか。ちょっとその辺の今後とか、今現在の考えとかをちょっとお伺いしておきたいのですが。

高齢者福祉課長 確かにおっしゃられるように、会員そのものも現在減っていく傾向にあり、またクラブそのものも若干廃止されるような、そういう状況にあります。ただ、先ほども話にありましたように、高齢者の方も非常に若いということで、今までのようなそういった老人クラブ等の運営というのがやはり問題になっているというふうに思っております。そういったことで、幅広く加入できるような、何かそういった老人クラブのあり方、そういうものを検討していく必要はあるというふうに思います。それにつきましては、今後老人クラブの会長さん等と協議しながら検討していく必要があるのかなというふうに思っておりますので、今後はそのような形で、今後の老人クラブのあり方について話し合う場を設けていきたいというふうに思います。

永澤委員 結局、一番問題は、この補助金の部分だと思うのですが、老人クラブに加入しないで頑張っているいらっしゃる高齢者の方、多数いらっしゃると思うのです。そこにはどうしても補助金はおれないというので、個人で頑張っている方って非常に多いと思うのです。その辺、ちょっとぜひとも早急に、やはり高齢者が頑張っている生きがい支援をやっているときにあわせて考えていかないと、この老人クラブだけの補助金ということで今くくられてしまっているの、もう長年考えていらっしゃるの、ぜひとも

施策のうちに入れて、計画を進めていただきたいと思うのですが、
けれども、いついつまでとかいうのはあるのでしょうか。その計画、
考えていかなければいけないというのはさんざん聞いているので
すけれども。

高齢者福祉課長 現時点の話では、いつまでというようなことは考えてお
りませんが、やはりご指摘のようにそういった老人クラブの中で
活動されている方が多くいらっしゃいます。それらにつきましても、
やっぱり高齢者福祉ということを考えますと、今後、支援で
きるようなものがあれば、またそれらを全体的に含めまして考え
ていきたいというふうに思います。特に現時点では、いつまでと
いうのは考えておりませんでした。

副委員長 それでは、委員長席を委員長と交代します。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款3 民生費、項1 社会福祉費、目3 老人福祉費、目
4 老人福祉センター費、目7 老人保健費、目8 介護保険費、目9
居宅介護支援事業費、目10 地域福祉基金費、目11 後期高齢者医療
費について質疑を終結いたします。

以上で福祉部所管のものについての質疑は終了いたしました
が、各部所管のものについての質疑が終了するまで、討論、採決
は保留いたします。

△ 延会の決定と次会日程の報告

委員長　この際、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長　ご異議なしと認め、本日の会議はこれまでにとどめ、延会することに決定いたしました。

次会は9日、明日午前9時半から会議を開きます。議事日程といたしましては、本日に引き続き議案第88号 平成20年度入間市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち所管のもの、教育総務部所管のものからを議題といたします。

△ 延会の宣告 (午後 4時40分)

委員長　これで本日の会議を閉じて、延会いたします。

本日はご苦労さまでした。